

年中行事の口誦要素

野本寛一

はじめに

奈良市長谷町の永岡正次（大正二年生まれ）家では、大晦日の深夜、松明をともして、福万回 福万回 と唱えながら門口まで年神を迎えに出る。また、奈良市和田町の大北正治（大正十三年生まれ）家では、若水汲みを今でも次のように行っている。若水汲みの桶の中に、ナカグロ箸の一端に丸平餅二個・みかん・柑子・トコロを刺したものを入れる。この箸を井戸に供え、いよいよ若水を汲む時、フクマルさんどうぞ フクマルさん入っておくれ、と唱える。長谷町の谷脇 勇（明治四十年生まれ）家では、元旦に、膳にウラジロを敷き、重ね餅・暦・財布を乗せ、これを持って南を向いて拝む。その時、センマイセンマイ 新しい年を迎えさせてくださいとありますが、と唱える。

三重県鳥羽市国崎では一月七日、七草の日に、ヒジキ

・フノリ・タンブク・ネズミノオンボ（尾）と呼ばれる海藻類とナズナを俎の上で叩いて神棚に供えた。叩く時に、なづな七草 唐土の鳥が日本の土地へ渡らぬ先にカキアカシてホトホト、と唱えた（橋本こはや・大正二年生まれ）。春の七草を叩く地方が多い中で、ここは、さすがに海女のムラらしく、海藻を中心にして叩く。この行事のことをこの地では「ナナツナナクサー」と呼ぶ。同音反復の美しい呼称である。同じ七草の唄でも、静岡県磐田郡水窪町有本では、唐土の鳥と日本の鳥の七草ナズナで鳩ポッポ、と唱えた。この地には水田が全く無く、農業はすべて畑作だったため、山鳩の害にはいつも悩まされていた。そうした環境の中で七草唄が変貌したのであった。

静岡県の旧志太・榛原郡下では十一月二十三日に家々で「大師講」という行事を行った。ボタモチを作って、

そのスリコギで玄関の大戸に「大」の字を書いたのである。毎年、同じところに「大」を重ね書きするので板戸に白々と大の字が浮かびあがっていた。これは、収穫祭の一種なのであるが、この行事をめぐって様々な口誦が行われ、伝承されていた。藤枝市花倉の秋山政雄さん（明治二十九年生まれ）は次のような「ナゾ」を語る。「大師講のボタモチとかけて何と解く」↓「沖中の舟と解く」↓「その心は」↓「早くミナト（港と皆戸を懸ける）に着きたい」——また、同市谷稲葉の菅谷たまさん（明治三十七年生まれ）は、唐臼ひき唄として次の歌詞を伝えている。島田小作さんは刈り上げに扱あつかき上げ亥ノ子こ大師もみな一度（2）。また別に、同市市場の杉本良作さん（明治三十二年生まれ）は大師講のボタモチで書いた「大」という字が凍ると麦の世の中がよい。麦が豊作だ、と伝えている。「大師講の御馳走はエビス様に隠せ。」という口誦もある。民家の建て替えが進み、家々の玄関から板の戸が消えた。そして、それと呼応するかのよう到大師講のボタモチも消えた。大師講という秋の年中行事のボタモチをめぐって、これほど豊かな口誦民俗がくりひろげられていたのである。このことは、人びとが、晴れの食物としてのボタモチをいかに楽

しみにしていたかを物語るものであり、庶民の、豊かな「ことばの生活」を象徴するものでもある。

ここでは、右に見てきたような、年中行事にかかわる口誦要素に焦点を当ててわが国の「口誦民俗」の一端を明らかにしてみたい。多くの年中行事の中から今回は、正月・小正月・節分・コト八日、をとりあげた。しかも、正月は、「言立てことだ」に限り、逆に、コト八日では、行事の本質検討に深く食いこむなど、叙述の統一性を欠く部分もある。しかし、いずれも、口誦要素に耳を傾け、目を据えることによって、これまで見逃してきたわが国の民俗文化の巔に光を当て、深層を明らかにしようとしたものである。

一・正月の「言立てことだ」と民俗教育

正月の供え物に使う栗や干し柿といった祝儀食物の名を懸詞的に用いて「言立てことだ」をするといった習慣が広く行われている。この祝儀言立ての慣行は、正月というハレの日の供えもの・食物・燃料・飾りもの等について幅広く行われており、発生的には「モノ」が先行し、「コト」(言)がそれに合したものと考えられるが、時の流

れの中で互流の動きが生じたことは自然のなりゆきだった。「コト」から「モノ」への動きによって、縁起のよいものが追加される場合がなかったわけではない。もとより、祝儀言立ては正月に限ったものではなく、様々な場面に行われているのであるが、ここではまず、正月にかかわる祝儀言立ての事例を紹介してみよう。

①「借りるより貸すように」という願いをこめて正月には糟汁を食べた。また、「大株になるように」との願いをこめて正月には蕪を食べた（山形県西村山郡大江町柳川・庄司豊雄・大正二年生まれ）。ここでは「貸す」と「糟」、「株」と「蕪」が懸詞として用いられている。なお、この地では、カノと呼ばれる焼畑で蕪が盛んに栽培されていた。

②正月の鏡餅の脇に栗と干し柿を供え、「クリよくカキとり」と称した。「繰り良く搔き取り」の意で、「家の経済の繰りまわしをよく、収入を多く搔き取るように」という願いをこめたものである（新潟県北魚沼郡入広瀬村大栃山・大島金七・明治四十三年生まれ）。

③正月、鏡餅の脇に栗と串柿とを飾り、「カキこんでくりまわしのよいように」と称した。（岐阜県上宝村田頃家・清水牧之助・明治四十年生まれ）。ここでも事

例②と同様にカキ・クリの懸詞的な言立てが行われている。

④元旦の雑煮の焚きつけには必ず茄子ガラ（保存しておいた茄子の枯茎）とグミの生木を使った。その時、「借金ナスから身上グミ出す」と唱えながら焚いた（静岡県裾野市佐野・鈴木俊一・明治三十三年生まれ）。ナスとグミが懸詞的に用いられているのである。

⑤正月には、一升枧に米を入れ、その真中に栗三個、二つの隅に干し柿と、大豆数粒をのせて歳神棚に供えた。その時、「マメでクリクリカキとりに」と唱えた（静岡県磐田郡水窪町向市場・川下勘三郎・明治三十六年生まれ）。言立ての意味は、マメ（健康）でくりくりと搔きとるように働けますように、との願いをこめたものである。

⑥元旦、主人が氏神白羽神社に参拝し、それからその年のアキの方の山に赴き、樗・栗・萱（薄）を折って帰ってこれを輪切の大根に挿し歳神棚に供える。これを「トリゾメ」と称し、三つの植物を用いる理由を「カシクリカヤセ」（借りたものは返し、貸しを繰り返せ）の意だと説く（静岡県榛原郡中川根町尾呂久保

・土屋猪三雄・大正四年生まれ）。樫は生命力の強い木で古くはその実を食用にした。栗は山地の重要な採集食物であり、萱は大切な屋根材である。

⑦静岡県引佐郡引佐町では「雑煮の下盛り」と称して、餅の下に必ず里芋を入れる。その理由として、「シヨイアゲル」（背負い上げる）、「親が子を持つ」——などと言い伝えている。

⑧正月の注連縄には藁のタレを垂らすのであるが、注連縄を張る場所によってそのタレの数を換え、言立てをした。井戸に張るものには二本・五本・三本のタレを垂らし、「ニゴサン」（濁さん）と称し、便所に張るものには四本・五本・三本のタレをつけて、「ヨゴサン」（汚さん）と唱えた。神棚には七・五・三のものを張った（大阪府河内長野市天見・堀切五十次・明治三十五年生まれ）。

⑨正月、次のものを盛った祝い膳を床の間に飾った。①コバンモチ ②ダイダイ ③トコロ ④コブ ⑤栗
⑤串柿——ダイダイとトコロで「代々所が交らぬこと」を、コブで「ヨロコブ」を、栗で「カチグリ」を示した。また、串柿は、一串十個で、両端に二個ずつ、中に六個がさされておき、「フーフ・ニコニコ・

ナカムツマジク」を示しているという（奈良市中畑町『奈良市年中行事調査報告(1)』平成二年度・奈良市教育委員会）。奈良市和田町の大北正治（大正十三年生まれ）家では、正月、歳神棚に餅・みかん（かつてはダイダイ）・串柿・栗・樫の実・トコロを供え、歳神棚をおろす時に、「代々所にいるように」と言って、トコロを掘ったところに埋めもどした。

⑩元旦の雑煮は、前年門松の根方に並べ立てた粟または檜の割木と、マメギと呼ばれる大豆ガラとで煮る。マメギを使うのは、一年間「マメ」（健康）で暮らせるようにとの祈りをこめたものだという。雑煮には里芋のカシラ・大根・人参・餅を入れる。まず当主が里芋に箸をつけ、それを刻んで家族に分けた（奈良市大保町・火狭平治・大正七年生まれ）。

正月以外にも祝儀言立てをした。例えば次のような例がある。

(a) 節分には茄子のカラと豆ガラで豆を炒った。「マメでナスように」という意である（静岡県田方郡中伊豆町篠場・塩屋吉平・明治三十年生まれ）。

(b) 茄子ガラと豆ガラをとっておき、囲炉裏で燃して豆を炒った。「一年間マメでナスように」という意味であ

る。炒った豆は一旦神棚にあげ、主がアキの方を向いて撒いた（同賀茂郡天城湯ヶ島町帯原・浅田重子・大正八年生まれ）。

(c)春祈禱にはマメで暮せるようにとの祈りをこめ、一升枘に大豆を盛り、それに御幣を立てて祈った（同磐田郡水窪町大野・水元定蔵・明治二十二年生まれ）。

(d)正月の焚き初めにバメ（ウバメガシ）の枝を燃し、葉の焼けるパチパチという音を「ゼニカネ ゼニカネ」と聞きなした（同下田市須崎・小川福太郎・明治三十九年生まれ）。

(e)小正月の団子さしの際、エビス・大黒に供えるものはバメの枝に刺した。団子をさげる時、バメの枝を燃し、パチパチという音に合わせて「ゼニカネ ゼニカネ」と唱えた（同賀茂郡松崎町池代・山本吾郎・明治四十一年生まれ）。

右に見てきた祝儀の言立ては、年改まり、行事を行うたびに口誦された。それは、家の中で、祈願効果をあげるとともに、一種の民俗教育となってきたのであった。家にとって重要な年中行事の構成要素が、言立てし、口誦することによって伝承されたのであった。

二・小正月「ナリ木ぜめ」の演劇性

一月十四日または十五日の朝、柿・栗・梨・梅など、屋敷の果樹を叩いてその年のナリ木の実りの豊かならんことを祈る行事が広く行われている。それは「ナリ木ぜめ」と呼ばれることが多い。この行事は詞章・呪言を伴っており、中には文学性の高いものもある。以下、若干の事例を示そう。

①一月十三日ミズキの枝に団子をならすゲンゴサシを行う。家の男兄弟は、十四日の早朝に、葉叩きなどに使う横槌を縄の先に縛りつけたものを引きずりながら屋敷の中の母屋の周囲を三回まわる。一人は十三日の団子サシの折の団子の湯を手桶に入れて持つ。その時、ヘツチンポーのお通りだ 長虫来んな 団子の湯は魔除けだ——と大声で叫びながらまわる。まわり終えると屋敷に生えている柿・梅・栗などの木のもとに赴き、兄が鉦の背で木を叩きながら「ナルかナンネーか」と唱えると、弟はそれに対して「ナリマスナリマス」と答えた。ナリマスと答えると兄が桶の団子汁を木の根にかけた。終って家に入ると婆さまが甘酒を沸かして待っていてくれた（福島県南会津郡田島町静川

・猪股俊夫・昭和十三年生まれ。

② 一月十四日早朝、横槌に縄をつけて母屋の周囲を引いてまわった。その時、^へヨコヅチどののお通りだ 長虫来んな虫来んな——と唱えた。これが終ると屋敷の柿の木・栗の木などを鉈の背で叩きながら^へナルカナンナイカ、と問い、^へナルナル、と答えると木に^{団子}汁をかけた（福島県南会津郡南郷町山口・酒井末吉・大正十四年生まれ）。

③ 一月十五日の朝、兄弟で屋敷の柿の木のもとに赴き、兄が^へナルカナラヌカ、と唱えて柿の木に少し傷をつけた。それに対して、弟が^へナリモス ナリモス、と答えると、兄は柿の木の傷に小豆粥をなすりつけた（静岡県藤枝市蔵田・藤田賢一・明治三十五年生まれ）。

④ 一月十五日朝、小豆粥を煮、一人がその粥を持ち、いま一人が鉈を持ってサイラクという柿の木のもとに至る。鉈を持った者が、^へナルカナラぬか ナラぬと鉈でたたき切るぞ 鼻をたらずな——と唱えながら鉈で柿の木に傷をつける。すると粥を持った者が^へナリマス ナリマス、と応じて粥を薄の箸でその傷になすりつける。「鼻をたらず」は、柿の実が腐って落ちるこ

とである（同兵太夫・外村いね・明治三十六年生まれ）。

⑤ 一月十五日早朝、神前に供えた餅を入れた小豆粥を一尺ほどのカシの木の棒の先につけて屋敷の柿の木や枇杷の木を叩きながら次のように唱えた。^へ柿の木柿の木 ナルカナラぬか 千百俵ナロウと申せ ナラぬと来年ブツ切るぞ 高いとけえナルと鳥が取るぞ 低いとけえナルと子どもが取るぞ 中どこへ ブラブラたんとナレよ——（静岡県裾野市佐野・鈴木俊一・明治三十三年生まれ）。

⑥ 一月十五日、子供達が手に手に模造の刀を持ってムラを回り、家々の柿の木の下で次のようにした。まず、^へナリリマンショ ナリマンショ ナンナイとブツタ切るぞ とA群が刀で柿の木を叩く。すると、B群の子供が^へ千八百八吹ナリ申そう——と応じた。なり木ぜめをしまらった家々では子供達に祝儀を与えた（静岡県賀茂郡松崎町池代・山本吾郎・明治四十一年生まれ）。

⑦ 一月十五日には餅を搗き、椿の枝に餅切を刺したものをすべての麦畑に一本ずつ挿した。また、鉈で柿の木を叩きながら二人で次のように唱え餅を供えた。^へナ

ロウカナルめえか ナラずば木戸の脇のダイリュウド
ネに頼んで切っ倒し申す。これに対して別の者が、
千人がり万人がりナツともナツとも（宮崎県西都市出
身・河野ぎん・明治四十五年生まれ）。

ナリ木ぜめは、東北地方から九州に至るまでの広い範
囲で行われていたのである。右の事例の中で、①②③④
⑥⑦はすべて問答形式・会話形式であるが、⑤だけは、
一方的な命令形式である。この形式は、静岡県御殿場市
・同駿東郡長泉町などにも見られる。これによって、ナ
リ木ぜめの呪言には二つの型があることがわかる。⑤
の、「高いとけえナルと鳥が取るぞ 低いとけえナルと
子どもが取るぞ 中どこへブラブラたんとナレよ」の部
分は、『古事記』応仁記の歌謡、「香ぐはし花橋は 上枝
は鳥居枯らし 下枝は人取り枯らし 三つ栗の中つ枝の
……」とみごとに類似していて興味深い。
ところで、ナリ木ぜめ呪言の主流が問答形式であるこ
とはたしかであろう。ナリ木ぜめについて高崎正秀は次
のように述べている。⁽³⁾——福島県相馬地方では木呪ひ、
仙台では餅切り、青森では切齋^{キリヂ}などと呼んで、「生る
か生らぬか、生らなきや打切る」と齋す人と「生ります
生ります」と服従の詞を誓ふ人——これを主人と下男と

が棧で、いまでも実演する土地さへあって、嘗つては神
と木の精の神聖厳肅な抗争であった事実を物語ってゐ
る——。まことに鋭い指摘である。「ナルカナラヌカ」
というのが神の詞であり、「ナリマスナリマス」という
のが木の精の服従誓約の詞になっているのである。事例
①②③でいうならば、兄が神を演じ、弟が木の精を演じ
てその年の木の木の豊穰を誓約していることになる。事
例⑦の、「千人がり万人がり」の「ガリ」は、「カルウ」
と意う意で、担ぐことを意味している。ここでは、単
に、その年実をつけることを約束しているのではなく、
千人万人が担ぐほど大量の実をつけることを誓約してい
るのである。事例⑥でも「千八百八吠」と豊作の誓約を
している。⑥は、東北地方の鳥追い行事に似た巡回門づ
け型になっているところにも特色がある。

後述の節分事例⑧に、家の主が来訪神の資格で「モロ
モウ」と叫ぶことについて述べたが、年中行事の中に
は、このように、問答形式・会話形式を以って、神事的
な行事を演劇的に展開するものがいくつも見られる。こ
のことは、演劇の発生・始原の芸能を思わせるものであ
り注目されることである。行事の中で、神霊の詞とし
て発せられるものは、呪力と威力の強いものであった。

長野県下伊那郡上村下栗ではナリ木ぜめのことを「山ナラシ」と呼び、一月十四日の朝これを行う。屋敷のナリ木を斧で叩き、問答をしてから木に栃粥をなすりつける。静岡市有東木では柿の木をヌルデの粥掻き棒で叩き、木に小豆粥をなすりつける。先に紹介した事例③④⑤でもナリ木に小豆粥を附着させている。こうして見ると、ナリ木ぜめと小豆粥のかかわりが深いことがわかる。事例①②では団子汁をかけており、⑦では餅が供えられる。ここで注目すべきは、団子汁や小豆粥が、問答の場において、「ナリマスナリマス」という誓約の後にかけられ、塗られていることである。もとより、ナリ木に肥料を与えれば実がよく生るということは体験的に知られているのであるが、誓約後にかげられ、塗られる汁や粥は神が木に与える活力剤であり、呪力に満ちた液であるということになる。ナリ木ぜめの対象樹種は、これまであげられた柿・栗・梅などにとどまることなく、愛知県北設楽郡富山村・静岡県磐田郡水窪町・同佐久間町などにおいては栃の木を対象としている。このことは、ナリ木ぜめという儀礼が、農作物の豊穰予祝に先行する、採集時代の、木の実の豊穰予祝儀礼だったことを物語っている。それゆえ、木の精霊と神の問答という形式が、

より根強く、実感的に伝承されてきたのであった。

ところで、事例①②においては、ナリ木ぜめに先行する形で「長もの除け」即ち「蛇除け」の呪術が行われている。一月十五日は小正月であり、十四日は小正月の大晦日ということになる。一月十五日を中心とした「小正月」「モチ」「モチイ」には実に多くの行事が集合し、錯綜する。蛇除けからナリ木ぜめへの展開もその一つである。事例①②における蛇除け呪術の呪言に類似のものがある。次に示す④⑤がそれである。

④一月十五日早朝、木製の横槌に縄をつけて家の周囲をひきずりながら次のように唱えた。～ヨコツチどんの御前だ モグラモチや内にか 外へ出たらかつぶせ (新潟県北魚沼郡入広瀬村大栃山・大島金七・明治四十三年生まれ)。

⑤一月十五日、麦畑へ出て粟または干し柿を食べてから、子供達が横槌に綱をつけたものを引いて麦畑の中を走りまわった。その時、大声で次のように唱えながら走った。～ツチンドが来たに イグラどん(モグラモチ)は逃ぎようよ (静岡県磐田郡水窪町西浦・小塩光義・明治三十六年生まれ)。

④⑤ともにヨコツチを引いてモグラ除けを行うという

もので、事例①②の蛇除けと驚くほど類似している。福島県と新潟県の事例類似は予想されるところであるが、遠く離れた静岡県に類似の行事があることには驚かされる。蛇・モグラと対象物は異なるものの、右に比較した四つの例は、いずれも、横槌に紐をつけて子供が引きまわるといふ点、小正月に行われるという点、対象物が、地下にもぐる生物で、人に恐怖や害を与える存在である点が共通している。一体、なにゆえにこのように異様な呪術が発生伝承されたのであろうか。第一に「槌の呪力」によっていることが指摘できよう。槌は、物体を破碎する力を持つ。蛇やモグラに対して横槌を示すことは、槌の威力によって、威嚇的に打殺を予告することになり、かつ、蛇やモグラを発生せしめる大地を鎮めることにもなるのである。モグラは、畑を起こし、畦に穴をあけるなど、農業に害を与えるものである。

ナリ木ぜめとモグラ除けがセットになっている事例として『諸国風俗問状答』の「越後長岡領風俗問状答」の中におもしろいものがある。⁽⁴⁾「此日(一月十四日)夕つかた木祝といふ事侍り。家来一人俵と箕を負ひ手に山刀斧など持ち、一人藁うつ横槌てふもの付て、屋敷のうちを廻り、一人、ならうかなるまいか、といへば、一人、

ならうと申ます、と云ひながら藁木を山刀斧して少しづつ打つ。又、一人、うぐろもち御宿にか、といへば一人、横槌殿の御見舞だ、と高らかに唱へて廻る。かくすること家ごとにおなじ様也、民間には十五日に侍り。」——まず注目すべきは、「家来一人俵と箕を負ひ」の部分であるが、これは、いわばマレビト、即ち来訪神の風貌である。折口信夫は、「まればとの意義」の中で次のように述べている。⁽⁵⁾「蓑笠は、後世農人の常用品と専ら考へられて居るが、古代人にとっては、一つの変相服装でもある。笠を頂き蓑を纏ふ事が、人格を離れて神様に入る手段であったと見るべき痕跡がある。神武紀戊午の年九月の條に、敵の邑落を幾つも通らねば行けぬ天ノ香具山の埴土を盗みに遣るのに、椎根津彦に弊れた衣に蓑笠を着せて、老爺に為立て、弟、^{カカ}猾に箕を被かせて老嫗に扮せしめたことが出て居る。」——俵と箕は豊穣の象徴でもあるのだが、箕は、右の『日本書紀』の記述内容および、折口の解説を参考にすれば、変身呪具とも解せられるのである。箕を背負う者が山刀斧を持つということは、この人物が神を演じ、柿の木の精霊に豊かな実りを誓約させていることになるのである。

いま一つ注目すべきは、ウグロモチ(モグラ)をも二

人がかりで威嚇している点である。ここでも横槌はモグラを威嚇するのに大きな力を発揮しているのである。横槌の呪力を信じる呪的行為は他にもある。例えば、静岡県袋井市豊沢では、友引の日の葬死には、ツチンボ即ち横槌に綱をつけて道を引きまわす風習がある。横槌によって友引をする死霊を抑えたのである。

右の事例とはタイプが異なるが、次のようなモグラ除けが行われていた。

◎旧暦一月十四日にモグラ打ちと称し、子供から青年までが集まって各戸をめぐり、各門口で、〇〇さんのところのタカナの苗床はどうでござろうか 祝うてよ かるうか悪かろうか 一つ二つの返答をください——と唱えると、家人は、祝うてくれ 祝うてくれ、と答える。すると、子供達は棒で庭や畑を叩くのであるが、その時、子供達は、へ、きたないきたない ワタが出るワタが出ると大声で唱えた。「ワタが出る」とは、モグラが叩かれて内臓が飛び出した様を示すもので、この言いたてがモグラに対する威嚇になっている（熊本県八代郡泉村椋木）

◎は、子供達が来訪神の資格で家々を祝福し、害物を退治する様を演ずるものである。この形は、長野県・新

潟県・東北地方に多く分布する鳥追い行事やカセドリと類似するものである。いずれも小正月に行われている点を考えると、小正月は、農耕や、人間生活に害を与える鳥・蛇・モグラなどを予祝的に追放する日だったことがわかる。小正月と蛇除けの事例として、ドンド焼き、トンドなどの灰を屋敷に撒くことを蛇除けの呪術とするものが各地に見られる。本来ならば、ここで鳥追い行事をとりあげ、鳥追い呪言・鳥追い唄等について言及すべきではあるが、その資料は膨大であり、別に述べたこともあるのでここでは割愛する。

三・節分——呪言の類型——

節分行事にはまことに多様な呪術要素が複合している。その全体構造の整理・分析は稿を改めるとして、ここでは、節分に誦唱される誦詞や呪言を展望・整理し、合わせて、節分の本質についても若干言及することになる。節分呪物の一つに、ヤキクサシ・ヤイカガシなどと呼ばれるものがある。その最も典型的なものは、柾の枝に鰯の頭を刺し、火に焙って焦がしたものである。鰯の頭を焼き焦がす臭気と、柾の葉の突刺性によって不可視

の病魔・悪霊・厄災を防除しようとするもので、「焼き嗅がし」の意である。静岡県榛原郡本川根町梅地では、次のような、焼畑の猪除けを「ヤイカガシ」と呼んだ。牡の猪の毛・川芎（強臭植物）・檜の皮の三種を叩いてまぜ合わせ、それを分けてスズ竹（三〜四〇センチ）に挟んで焼き焦がす。雨除けとして竹の先に八センチ四方ほどの板をつける。これを焼畑の周囲二、三畝おきに立て、三四日おきに焦がしてまわったのである。こうしておくと、猪は焼け焦げた臭気を嫌って焼畑の稔りに近づくがなくなったという。節分の厄災防除呪物と、焼畑の猪除けとが全く同じ名称を以って呼ばれていることの意味は重い。不可視の病魔・悪霊を防除追放せんとする呪術の基層に、人びとの現実の場面における対応経験が横たわっているからである。ここではまず、そのヤイカガシにかかわる呪言から話を進めることにする。

1・隣の婆さん型

①竹竿の先に目籠をつけ、その目籠には柅の枝に鯛の頭とネギの根を挟んだものを挿した。戸口にも柅に鯛の頭・ネギの根を挟んだものを挿したのであるがその時次のように唱えた。ヤイカガシの候 うらん（俺

の）隣のばあさんはアカギレ足に足袋セキダ シャラクサイ フグラフー（静岡県藤枝市忠兵衛・仲田要作・明治三十三年生まれ）。

②柳の箸に、糍・蒜・鯛の頭を挟んで焦がし、玄関の戸口に挿した。その時次のように唱えた。ヤイカガシの候 長々の候 向いのじいさんばあさん アカギレ足に白足袋はいて シャラクサイ ホーイホイ ヤイカガシの候 向いのばあさん 足袋やセキダでシャレークサイ ホーイホイ（同大久保・平口きぬ・明治三十三年生まれ）。

③柅の枝に鯛の頭とネギの細根をはさんで焦がし、戸口に挿した。その時ヤイカガシの候 うらん隣のばあさんは長いキセルでシャレークサイ フフラ フー うらん隣のばあさんは足袋やセキダでシャレークサイ フラフーンと唱えた（同瀬戸新屋・青島作太郎・明治二十年生まれ）。

④鯛の頭・ネギの根・柅の葉を糍の葉で巻いて柳の箸に挟み、門口に挿した。その時次のように唱えた。また、この日、柅を挿した目籠を竿の先につけて軒端に立てた。ヤイカガシの候 おらん隣のばあさんはセキダや足袋よはいてシャレークサイ フフラ フーン

(同兵太夫・外村いね・明治三十六年生まれ)。

⑤ ヤイカガシを戸口に挿す時に次のように唱えた。ヤイカガシの候 うらん隣のばあさんは足袋やセキダでシヤラクサイ ヘラフー(同市場 杉本良作・明治三十年生まれ)。

⑥ ヤイカガシを挿す時次のように唱えた。ヤイカガシの候 おらん隣のじいさんとばあさんは 前歯二本にお歯黒つけてシヤラクサイ(同志太郡岡部町羽佐間)。

⑦ 柳の箸に柀の葉と鰯の頭を挟んで女の髪の毛を巻きつけて焦がし、戸口に挿した。その時次のように唱えた。おらん隣のばあさんは長いキセルでタバコを喫ってシヤラクサイフグラフー(同大井川町藤守・加藤正・明治三十二年生まれ)。

⑧ 柳の箸に柀・櫛・ネギの根・女の髪を挟んで焦がし、戸口に挿した。その時次のように唱えた。おらん隣のばあさんは ヤキモチ焼いて手を焼いて ヤイカガシの候、これは長男の仕事だとされた。(同焼津市下小田)。

⑨ 山椒の箸に髪の毛を巻きつけ、削ったカツオ節をすりつけて戸口に挿した。その時次のように唱えた。ヤ

イカガシの候 隣のババサンが尻をへって臭いなあ
フンフラフン(同榛原郡相良町菅山・紅林平八・明治三十六年生まれ)。

⑩ 櫛の葉に蒜と魚の頭を包み、櫛の枝に挟んだものを戸口に挿した。その時次のように唱えた。ヤイカガシの候 ナメナメの候 隣のバーは赤いふんどしで白足袋はいてシヤラクサイ、また、目籠に柀・ビンカ・櫛の枝をつけ、竿の先につけて立てた。(同中川根町尾呂久保・土屋猪三雄・大正四年生まれ)。

⑪ 目籠に鰯の頭・山椒の枝・髪の毛をつけて竿の先につけて立てた。その時次のように唱えた。ヤイカガシの候おらん隣の婆さんは シヤラクサイ フニヤラフー(御前崎町白羽・高塚佐右衛門・明治二十七年生まれ)。

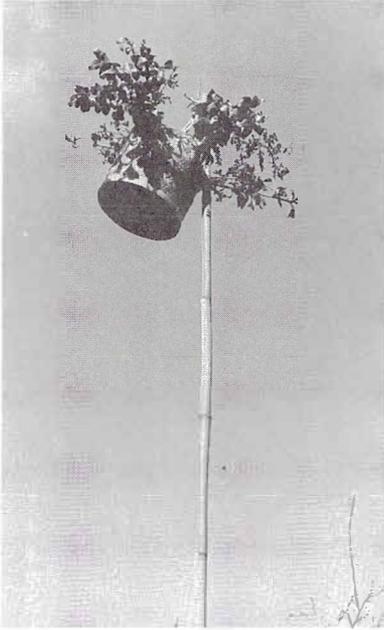
⑫ 櫛の葉とメザシの頭を燻した。その時次のように唱えた。ヤッカガシの候——また、櫛の枝を門口・道の辻・畑に立てた。(同榛原郡本川根町桑の山・森下覚次郎・明治三十七年生まれ)。

⑬ 切り盤の上で魚の頭と髪の毛をこがして、サルトリイバラの茎を箸状にしたもの先につけながら次のように唱えた。ヤイカガシの候 隣のばあさん 尻を

へってくさい しゃらくさい (同小笠郡浜岡町大山・阿形平八郎・明治三十七年生まれ)。

⑭板の上に燠をのせて蒜と髪の毛を焦がし、山椒の箸にこすりつけながら「ヤイカガシの候 高田のババアが尻をへった ああくさい シャラクサイ」と唱えた。武田信玄が戦った時、「高田の馬場の守が兵を退いた」と言ったのがもともになつたのだと伝えている (同小笠郡大東町上土方・穂積良作・明治三十五年生まれ)。

⑮正月に食べたサケ・マスの頭の一部分を櫛の葉に包んで櫛の枝で作った箸に挟んで門口に挿し、隣のばあさ



▲節分の日籠竿

—静岡県榛原郡中川根町尾名久保—

ん尻をこいた おっかあへツツイで○○○の毛を焼いてああ臭い シャラクサイ と唱え、音を立てて戸を閉めた (同周智郡春野町花島・『立教大学春野町調査報告』)。

⑯節分には肥桶の縁を天秤棒でこすって鳴らし、「ヤイカガシの候」と唱えた。熊切では肥桶の耳を天秤棒でこすって音を出し、麦畑のモグラ追いをした (同小板・伊藤和二郎・明治四十四年生まれ)。

⑰おらん隣のばあさんは 尻をたれてシャラクサイ ああ臭い——と唱えた。この日、隣のヤイカガシの鰯を黙って食べると風邪をひかないと伝えた (同平城・藤盛貞蔵・明治三十四年生まれ)。

⑱節分の夜には柳の箸で飯を食べる。その箸に魚の頭を刺し、それに髪を巻いて焦がしたものを門口に挿す。その時、「ヤイカガシの候 長々お見舞申して おらん隣のばあさんは尻をへってシャラクサイ アラフーン」と唱えた (同磐田郡豊田町富里・杉浦庄司・明治四十二年生まれ)。

⑲榎の枝に鰯やサンマの頭を刺して火に焙る。ババリと音がするのでこれを「バリバリ」

と呼ぶ。焙る時に、隣のオバーのツビクサイ と唱えた（同磐田郡佐久間町今田・高橋高威・明治四十一年生まれ）。

⑳ 椀に鰯の頭を刺し、トペラを添えて戸口に挿した。その時、隣のばあさん 尻をこいて臭い臭い と唱えた。（同浜名郡新居町松山・高橋やす子・大正十一年生まれ）。

㉑ クロモジ・ヒイラギ・シキミ・ニボシの頭・髪の毛を目籠につけ、さらにその籠の中に片方のワラジを吊り、籠を竿の先につけて門口に立てた。髪の毛などを焦がす時、ヤイカガシの候 隣のばあさんツビ臭い、と唱えた（同引佐郡引佐町東黒田・柴田隆・大正五年生まれ）。

㉒ ヤイカガシの候 隣のババアはツブクサー、と唱えた（同静岡市長熊・長倉てつ・明治四十三年生まれ）。

㉓ 豆を自分の年の数だけ川へ流し、振り向かないで家に帰った。その時、他家の門口で、○○チンピー 臭い臭い、と唱えた。（同田方郡土肥町）。

㉔ 萱に鰯の頭を刺し、焦がしてヤツカガシを作った。ヤツカガシを焦がしたり、豆を炒ったりする時、ウ

の口焼き・雀の口焼き・兎の口焼き・狸の口焼き、と唱えながら「ツツツツ」と唾をかけた。また、ヤツカガシを戸口に挿す時に次のように唱えた。ヤツカガシも候 長々も候 隣のばあさん尻をへった うん臭いやれ臭い（静岡県田方郡函南町田代・渡辺利雄・明治二十九年生まれ）。

㉕ 鰯の頭を萱に刺して戸口に挿した。その時次のように唱えた。ヤツカガシの候 長々の候 隣のババアのツビ臭い——また、この日、同様のものを作って畑に立てると鳥がつかないと伝えた（静岡県裾野市須山・土屋富正・昭和二年生まれ）。

㉖ 鰯一匹のまま竹串に刺し、それに唾をかけながら火に焙りつつ、カラスの口焼き ネズミの口焼き、と唱えた。焙り終わるとそれを門口の羽目板の隙間に挿した。その時、ヤツカガシも候 長々も候 隣のお方も長栄^{ながさか}候 隣のおばあさんのツビ臭い、と唱えた（同御殿場市印野・勝間田多住・明治四十一年生まれ）。

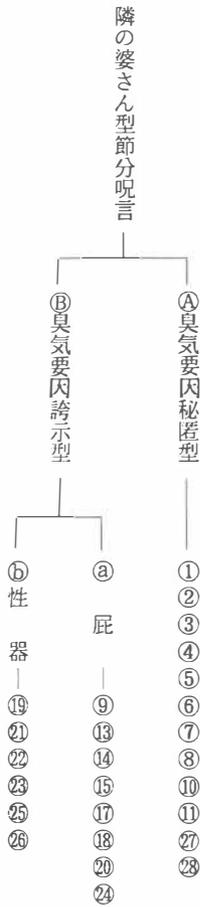
㉗ ビンカ・柘を籠に挿して頭にかぶり、夜、メザシの頭を櫛の枝に挿して、稗虫 粟虫ヤイカジカ、と唱えながら焙る。そして、うらん隣の婆さんは シャラクーサイ、と唱えて戸口に挿した。（同静岡市小河内

・望月繁福・明治三十一年生まれ。

⑳ 鰯の頭格を挿すことは一統なり。此日黄昏に鰯の頭を大豆木に挿して一つに握り持て、髪毛を少し巻つけ鼻水を加へかけて、扱豆を焙烙の下にてこがす事なり。

さて後に門玄関などより初めて廁などまでも、口のある所へは皆さす事なり。挿しながら声高に唱る事あり。云へ、ヤイカガシヤア サウラヌカ インニヤ マンダア サウラアヌウ ナガナガトウ マアシマセエ トナリノババアハ シヤラクライ フフラフン——
鰯頭一本ごとに此の唱事一遍づつ也（此唱事甚をかしき也。其趣意も故よしも更々知れず）。右ヤイカガシ終て豆をまく也（『諸国風俗問状答』の「三河国吉田領風俗問状答」）。

第1表 隣の婆さん型節分呪言分類



さて、右に、節分行事の中で唱えられる呪言の一種型、いわば、「隣の婆型」ともいうべきものを紹介してきた。その分布範囲は、伊豆田方郡から安倍川・大井川流域、さらに天竜川流域から浜名湖周辺に至るまで広く静岡県下に及び、かつては愛知県でも行われていたことがわかる。まことに異様な口誦呪言であり、品格を欠く言辞を含むものも多い。一見同じもののように見えるが注意してみると、二つの型に分類できることに気づく。その一つは、屁または性器の臭いを言いたるものであり、いま一つは、臭気の原因となるものは一切示さない型である。資料番号によって整理すると次のようになる。

安倍正信の『駿国雑志』の駿府村里の「節分」の項に次の記述がある。⁽⁸⁾「…夜飯を食ふ。必塩鰯を焼きて肴とす。食事の後夫婦用る処の杉の丸箸の片かたの先を割り、彼鰯の頭を挟み、唾はきして大声を発して曰く。やがががしも候ぞ。ながながも候ぞ。隣の御方の玉門屎陰核糞 噫嘻臭 噫嘻臭 斯唱て門の左右に差すを風俗とす。按るに、やかかがしは焼鰯の頭。ながながは箸の事なるべし。」とある。これは臭気要因誇示型で、このように、江戸時代の書物に収載されていることからすると、秘匿型よりも、誇示型の方が本来的で古いものだと考えがちであるが、事実は逆であろう。それは、わが国の言語呪術の伝統の基本に秘匿による呪力増進といった言語呪法があるからである。⁽⁹⁾事例①②などには、屁・ツビといった臭気誇示物はなく、その代り、「シヤラクサイ」という形容詞が用いられている。「しゃれたまねをする」「なまいきである」といった意味なのであるが、この語の裏に、懸詞として「臭い」「ヤイカガシがとても臭いぞ」という意味を秘匿しているのである。「臭い」を秘匿することによって、病魔・悪霊を防除追放する呪力を強めているのである。フグラファー(①) フラフーン(③) ヘラファー(⑤) フンフラフーン(⑨)な

どは、いずれも擲擲・軽蔑を示す語であると同時に臭気を嗅ぐ状態の擬態語として懸詞的な機能を持っており、嗅覚擬態が秘匿されていることになる。しかも、これは呪言全体の中では囁し詞の機能を持っているのである。

『駿国雑志』には「ヤガカガシ」(ヤイカガシ)とともに「ながなが」が登場し、それが「箸」であると解説されている。事例②⑤⑥にも「長々」が見え、⑩はその変形である。「なが」「ながなが」は一般的には蛇を意味するのであるが、この場合、病魔・悪霊を防除することを目的とした強臭呪物のヤイカガシと並列されるものとして、蛇は適切だとは考えにくい。また、「箸」も「長々」と称するには威嚇呪力に乏しい。悪霊・病魔に対する威嚇呪物として「長々」という形容を受けるにふさわしいものとして、刀・槍・長刀・棒などが考えられるのであるが、これについてはさらに検討を加えたい。

ところで、右に見てきた隣の婆型の節分呪言の事例の中で、⑭⑮⑯には特に注意しなければならない。それは、この三例では、隣の婆型の呪言の他に、それに先立ち、ヤイカガシを焙りながら⑭では鳥・雀・兎・狸などの口焼きを唱え、⑮では、カラスの口焼き、ネズミの口焼き、⑯では、稗虫、粟虫ヤイカジカ、と唱えてい

るといふ点である。これらは、畑作物や人間生活に害を与えるものの口、あるいは害物それ自体を焼くという状態を模擬的に演じる体を示し、それを言い立てて、害物を威嚇する形になっているのである。これらを「口焼き型」と総称することができよう。してみると、²⁴²⁵²⁶は、「口焼き型」と「隣の婆型」を併用していることになる。以下に、「口焼き型」の事例を示そう。事例番号は通し番号を用いる。

2・口焼き型

- ²⁹ヒジロ（囲炉裏）で柁・柁を燻して、樵の枝に挿した鰯の頭を火に焙りながら、へ稗虫ジャジャ 粟虫ジャジャ と唱えた（静岡市藤代・鈴木幸一・明治三十三年生まれ）。
- ³⁰へ稗の虫も粟の虫もジーヤジャ と唱えた（同戸持・秋山藤蔵・明治四十四年生まれ）。
- ³¹鰯の頭・柁の葉を萱の箸に刺して焦がしながらへへービの口焼き マムシの口焼き 毒虫の口焼き と唱えた（静岡県田方郡伊豆長岡町長瀬・木下しげ・明治四十年生まれ）。
- ³²鰯の頭を串に刺し、唾をかけて焦がしながら、へ稲虫

もジーヤリ 大根虫もジーヤリ 葉ツパ虫もジーヤリ と唱えた（同天城湯ヶ島町長野・浅田あい・明治三十六年生まれ）。

³³萱の串に鰯の頭を刺して唾をかけ、焙りながら、へ鳥の口焼き ムジナの口焼き と唱えた（神奈川県足柄上郡山北町中川・井上団次郎・明治三十三年生まれ）。

³⁴大豆のカラに鰯の頭を刺して焙りながら、へ粟の虫の口を焼く アブラ虫の口を焼く と三回唱えた（埼玉県秩父郡荒川村白久・山口元吉・明治二十九年生まれ）。

³⁵大豆のカラに鰯の頭を刺して焙りながら、へ雀 セットーの口焼き ネズミの口焼き と唱えた（山梨県南都留郡道志村白井平・水越美男・明治三十八年生まれ）。

³⁶鰯サンマなどの頭と尾をY字型の又枝の先に刺したものを火に焙りながら、それに唾をかけつつ、へネズミの口焼きツツツツツツ へビの口焼きツツツツツツ ケムシの口焼きツツツツツツ カノスツ（桑の葉を喰う虫）の口焼きツツツツツツ と唱えた（山梨県東山梨郡牧丘町西保中・竹川 篤・明治三十一年生まれ）。

³⁷節分の豆を炒る時、火に柁の葉を入れ、また、別に、柁の葉とメザシの頭を箸にはさんだものを焙りながら、へカラスセッソーの口焼き 雀セッソーの口

焼き と唱えた（山梨県西八代郡六郷町岩間・有野幸七・大正十二年生れ）。

③ 一月六日のことを「六日ドシ」と称し、この日、ゴマの頭を萱にはさんで焦がしながら、何焼くか焼く四十二クサの虫の口を焼く と唱え、これを戸口に挿した。併せて、紙に「カニ」と書いて萱に挟み、これも戸口に挿した（長野県諏訪市真志野・藤森真琴・明治三十二年生まれ）。

③ 節分に、薄を折ってゴマメを挟み、米の虫も麦の虫も 四十八作何の虫も一切ジリジリだ と唱えながら火に焙ってこれを戸口に挿した。併せて、胡桃の枝を割って、紙に「カニ」と書いて挟み、これも戸口に挿した（長野県上伊那郡長谷村奥浦・小松祐唯・明治三十六年生まれ）。

④ 榧の葉を一枚一枚ちぎって囲炉裏で燃し、その火で、アサギにゴマメ・榧の葉を挟んだものに女の髪を巻いて焙りながら、ブトの口 蚊の口 蚤の口 蛇の口 蛭の口 マブシ（ママシ）の口 百足の口 その他 もろもろの悪い口を焼く と唱え、焙り終えてから戸口に挿した（福井県遠敷郡上中町三田・池上三平・明治三十七年生まれ）。

④ 榧の葉を一枚一枚切って、豆を混ぜて炒りながら、蚤の口 虱の口 壁蝨かみの口 口いう口はみな焼きましよう と唱える。半紙に豆と榧を包んで、息を三回かけて体中を撫で、山中へ捨てる（福井県大飯郡高浜町音海・東本勇・昭和二年生まれ）。

④ 柘の枝に魚の頭を刺して焦がす。これを「ヤキクサシ」と称し、焦がす時に、何焼くか焼く 四十四品の作り喰う虫の口を焼く と唱える（和歌山県西牟婁郡串本町高富・白井春男・大正四年生まれ）。

④ 柿を刻んだもの・みかんの皮・ジャコを割り箸に挟んで松葉とバベ（ウバメガシ）でクスベながら、見りゃ眼焼く 立ち聞りすりゃ耳焼く みな焼く と唱えて戸袋に挿した（和歌山県東牟婁郡本宮町皆地・田畑清乃・明治四十二年生まれ）。

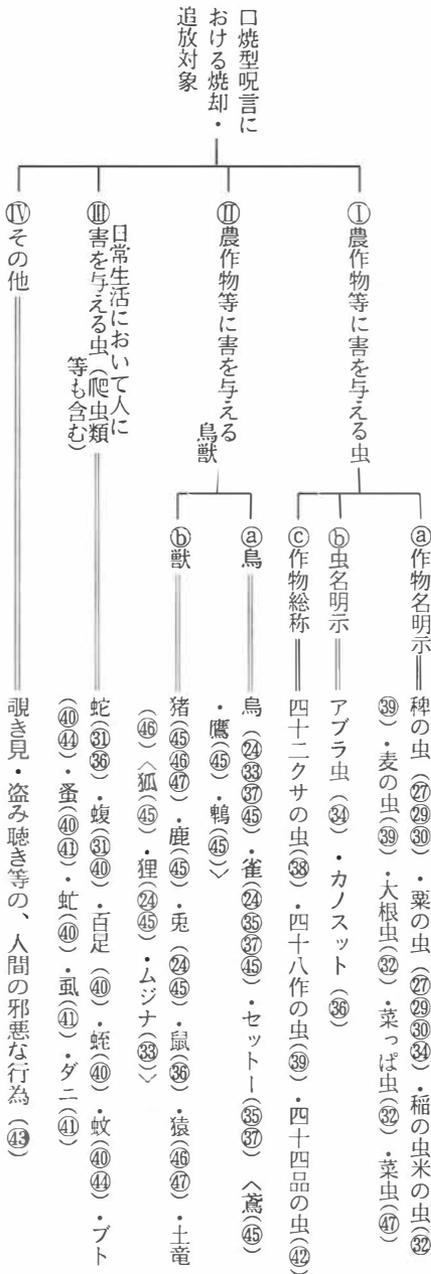
④ 大豆の莖に鰯の頭を刺し、柘を添えて門口や蔵の入口に挿す。焙る時に、蚊の口もブトの口もヤリヤリ と唱える（奈良市大保・火狭平治・大正七年生まれ）。

④ 大晦日、鰯の頭を萱の根に刺して火に焙りながら、焼きぞめをします 山の獸一切の口を焼きます 猪・狐・兎・狸の口を焼きます 山鳥一切の嘴くちばしを焼きます 鳶・鷹・鶴・鳥・雀の嘴を焼きます と唱え、

後にすべての戸口に挿した(岡山県真庭郡勝山町星山・中西惣太郎・明治二十七年生まれ)。

④6へナムシ口焼こ 猪や猿の鼻焼こ おんころもち(土竜)の鼻焼こ げんし坊主の寝言には 剃刀持て来い砥を持て来い 尻ヒゲまらヒゲ剃ったるぞオ 焼いたるぞオ 焼いたるぞオ(大阪府河内長野市滝畑・『民間暦』⑩) 焼いたるぞオ(大分県) ④7へやくやく 金亀の虫口焼く 猪猿の口焼く 菜虫の口焼く 浮塵子の口焼く(和歌山県有田郡・『民間暦』⑪)

第2表 口焼型呪言における焼却追放対象分類



「口焼き型」呪言の事例として②9～④7を示したのであるが、これらに共通する点の第一は、「隣の婆型」が、ヤイカガシを戸口などに挿してまわる際に唱えられるのに対して、この型の呪言は、鱈の頭などを火に焙って焦がす際に唱えられるという点である。次に確認すべきは、「口焼き」即ち、口を焼くことによって害を防止し、封じなければならぬ対象物の問題である。収載事例における対象物を整理すると次の通りである。

節分は追儺行事の影響を受け、多様な展開を示しているが、その根底に、転節の時に際して、人間生活万般に害を与える諸害物を追放せんとする願望が存在することはまぎれもない。右に見た節分呪言の中の「口焼型」に込められた対象物を見ると、いかに焼却・追放すべきものが多かがわかる。ここで、先ず注目すべきことは、「追儺」とのかかわりで広く行きわたっている「鬼」が、この呪言においては登場していないということである。ここには、追儺と習合する以前の、節分の原質が窺えるような気がする。対象物を通覧する限りにおいては、焼却・追放の対象は万般に及ぶものの、その中心は農耕にかかわるものだと言えそうである。それは、東北地方から新潟・長野にかけて広く分布する小正月の「鳥追い行事」（一部には「シシ追い」もある）や、田遊び系芸能に含まれている「鳥追い演目」と共通する、害物追放による、新春の豊穰予祝だと見ることできよう。

しかも、「口焼型」の呪言を見る限りにおいては、「畑作」の比重が重いように思われるのである。害獣の猪・鹿・猿等の実態については既に報告したことがある。節分に大豆を用いることも、畑作とのかかわりの深さを思わせるのであるが、他に、節分と麦とのかかわりを示す

事例もある。奈良県吉野郡天川村坪の内では、節分には必ず麦飯を食べる習慣があった。この日、麦飯を炊かない場合は麦を三粒でも入れなければならないとした。この日麦を食べる理由として次の伝承がある。昔、弘法さんがインドから麦の種を持ってくるときフンドシに入れて持ってきた。ムギもフンドシをつけているし、弘法さんの恩を忘れないために節分には麦を食べるものだ——（中谷よしえ・明治三十五年生まれ）。なお、奈良県吉野郡下市町でも節分に麦を食べる。静岡県周智郡春野町にも節分の日に麦飯を食べる習慣があり、ヤイカガシを畑に挿す例もある。小論の事例⑤もそれに当る。静岡県榛原郡本川根町土本では、節分のヤイカガシに櫛の葉を使うのであるが、門口にヤイカガシを挿すと同時に家の近くの定畑一枚一枚にも櫛の枝を一本ずつ挿した。畑の虫除けなのであるが、これも節分と畑作のかかわりの深さを示す事例の一つだと言えよう。

口焼型呪言における焼却・追放の対象物の中心は右に見た通り畑作に対して害を与えるもののだが、その他、一覽表のⅢに示す通り、日常生活において人に害を与える蛇・百足・虫類などが列挙されており、果ては、覗き・盗聴といった、人の邪悪な行為までとりあげ、こ

れを封じようとしている。事例④の「雀セッター」、④の「カラスセッター」の「セッター」は、鳥類の並列であるところから「シヨット」（頬白）の音韻変化で、鳥を示すものではあるが、セッター（シヨット）と「窃盗」とが懸け詞として使われていることになり、その意味では事例④に近いことになる。

3・節分のマレビト

節分呪言にはこれまで見てきた二類型の他にさらに多様な形が行われている。以下、そのいくつかを紹介してみよう。

④ 権の枝に鰯の頭を刺して焙るのであるが、この時へ鰯の頭やーくやく、と唱えた（大阪府河内長野市流谷・二階淳内・昭和十八年生まれ）。

④ 大晦日および節分に、椋の枝にタツクリの頭を刺し、焙って門口に挿す。その時、へアラクサ アラクサ 爺も嗅げ 婆も嗅げ、と唱えた（三重県鳥羽市石鏡・浜田みちこ・大正三年生まれ）。

④ の「鰯の頭やーくやく」は、隣の婆型における「ヤイカガシの候」と、口焼型の「○○焼く」との二つの要素が合した形とも言える。④の「アラクサ」は、「あら臭

い」という意味であり、隣の婆型における「○○臭い」に通じている。「爺・婆」の「婆」も隣の婆型に連るものである。三重県志摩地方では、節分呪物とその呪物を挿すことを「アラクサ」と称している。

④ 萱の茎にコンブとタツクリを挟んで火で焦がし、戸口に挿した。豆を撒く時、へ福は内 福は内 鬼は外 鬼は外 天打ち地打ち四方打ち 鬼の眼玉をぶつぶぶせ、と唱えた（山形県西村山郡川町大井沢出身・富樫音弥・明治三十六年生まれ）。

④ タツクリの頭を豆ガラに挟んで焦がし、戸口に挿した。豆撒きの時、へ福は内 鬼は外 鬼のマナコをぶつぶぶせ、と唱えた（福島県大沼郡三島町名人・小柴定雄・大正六年生まれ）。

④ 家の主が、へ鬼は外 福は内 と唱えると、家庭内の他の男性が、へごもつとも ごもつとも抑えましよう 抑えましよう、と唱え、掃を使って鬼を抑える所作を演じる（福井県今立郡池田町水海・田中うめ・大正二年生まれ）。

④ 節分の日、「鬼の目」と称して、波打ち際の小石を小さな箆に入れてくる。それをイマメ（ウバメガシ）の枝とともに門口に飾り、イマメの枝で豆を炒る。家の

主が、「豆に鬼の目を混ぜて、屋根にむかって、「福は内」と三回唱えながら投げる。この時家の兩戸は閉めてある。投げ終えて家に入る時、「モロモウ」という。妻は「ドウネ」と称して兩戸を開ける。主は、家の中から外に向かって「鬼は外」と三回唱えながら豆と鬼の目を撒く（三重県度会郡紀勢町錦・坂口由良夫・昭和八年生まれ）。

④ 柀の枝に鰯の頭を刺し、火に焙ってから戸口に挿す。

豆撒きの時、^ハ、オー臭さ あ痛た オー臭さ あ痛た、と叫んで逃げる様を演じる（京都府船井郡園部町竹井・森田周次郎・明治四十二生まれ）。

右の、⑤①⑤③には、「鬼は外」「福は内」といった言葉が見え、これは節分呪言として最も一般化し、世に浸透しているものである。他の呪言や呪術要素が衰退消滅しても、この呪言と豆撒きは広く継承されており、この言葉と豆撒きの人気のほどがわかる。この形は、追儂行事と古層の節分要素が習合して以後一般化されたものと考えられるのであるが、これを、前述の二類型に対して「鬼追い型」と規定しておこう。節分呪言の三類型は、おのおの一定行為とともに唱えられるものであった。それはおのおの事例報告の中で述べてきたのであるが、こ

こに整理してみると次のようになる。

④ 隣の婆型——ヤイカガシを挿し立てる時が多いが、一部にヤイカガシを焦がす際に唱える例もある。

⑤ 口焼き型——ヤイカガシを焙り焦がす時が多いが、一部に豆を炒る際に唱える例もある。

⑥ 鬼追い型——豆撒きに際して唱えられる。

もとより今後の調査を待たねばならないのであるが、④⑤⑥の節分呪言の空間分布を見ると、④は静岡県に集中しており、伊豆の西部から駿東、安倍川・大井川・天竜川流域、浜名湖周辺と、隣の婆型が静岡県内に広く分布している。これを取り囲むように伊豆・神奈川県・山梨県・長野県に⑤の口焼き型が見られ、さらに、その口焼き型は、福井県・和歌山県・大阪府・岡山県などの広範囲に見られる。④は呪言によってヤイカガシの臭気を強調し、それによって、家に侵入せんとする不可視の病魔・悪霊を防除せんとするものである。それに対して、⑤は、前述の通り、農耕や日常生活に害を与えるものを直接的に言いたてて、その焼却・追放を象徴的・威嚇的に行うことを意図したものである。⑥は「鬼」という観念形象の追放を目的とするものであるが、表在を越

えた象徴的形象に対し、㊸で扱われている害獣・害虫の具える現実性を見つめる時、㊸の古屬性が自から浮上してくると言えよう。

さて、次に考えてみたいのは、節分呪言における演劇性の問題である。事例㊸では節分の夜、家の中で主の呪言に対して、男が鬼を抑える演技を行っている。また、事例㊹では、家族が鬼になって、その家で作ったヤイカガシの柵の棘が「ああ痛い」、ヤイカガシの鱗の頭が「おお臭い」といって退散する様を演じているのである。鬼に化した者が退散する様を演じて節分行事の目的を効果的に達成しようとしたものである。

ところで、右にあげた事例の中で最も注目すべきものは㊸である。ここには、単なる演技にとどまらない、日本の、古層の信仰原理が内包されているからである。事例によれば、節分の日、この家では雨戸を閉ざしていたことがわかる。雨戸を閉ざすということは、単に鬼の侵入防止を意味するものではなく、一歩進めて、不可視の病魔・悪霊の侵入の防止を示すものでもなかった。雨戸の遮閉は何よりも、家の「モノ忌み」を強く示していると見るべきであろう。そのモノ忌みの目的は、節分のモノ忌みである。節分は、文字通り、冬から春への節を分

ける日であり、冬から春への転節の日である。このような季節の変り目、時の変り目には、季節霊が衰弱したり、時の空隙ができたりして、その空隙に人や家が病魔・悪霊に犯されやすいと考えたのである。よって、このような「トキ」には、扉を閉ざし、音をたてずにモノ忌みをし、行いを謹しんだのである。

既に人と家に付着している厄災や邪悪なものを棄捨するに、それを豆に転着させ、放投していたものが、やがて鬼追い豆に転化したことについては五来 重氏が述べており、⁽¹²⁾筆者も実例を以ってこれに言及したことがあり⁽¹³⁾。後述するように、突刺性の強い植物・臭気の強い魚・毒性の強い植物などを門口に挿し立てるのも転節のトキ・その間隙に邪悪なものが侵入することを防ぐ呪術となっているのである。

雨戸を閉ざし、忌み籠りしているのは本来は家族全員であるのだが、ここでは家刀自である妻が籠る人を代表している。夫は、その家に福を持ってやってくる来訪神に扮しているのである。さらに言うならば海の彼方からやってくるマレビトに扮していると言ってもよからう。なぜならば、主人の撒く豆、「福は内」と唱えて撒く豆には、清浄な波打ち際から迎えられた小石が混ぜられて

いるからである。その小石は、清らかな潮、常世波に洗われたものである。来訪神と化した主は、わが家に入る時、「モロモウ」と叫ぶ。言うまでもなく、「モノ申す」という来訪の挨拶である。家刀自は、それを受けて「ドウネ（どうぞお入り下さい）」と来訪神を迎える。マレビトは渚の小石の混った豆を撒いて家を浄めるのである。

折口信夫のマレビト論形成に強い影響を与えた沖縄県八重山のマユンガナシ・アカマタ・クロマタ・アングマなどは、すべてムラを単位として展開される、神人來訪のまつりであり、秋田のナマハゲもまたムラ単位のまつりである。ところが、ここではマレビト型の信仰が個人のイエを単位として、夫と妻が神と家刀自の関係を演じているのである。イエを単位としたマレビト型信仰としては、兵庫県津名郡北淡町舟木のヤマドツサン⁽¹⁴⁾（山年さん）や、静岡県引佐郡引佐町のニューギサマ⁽¹⁵⁾などをあげることができ、来訪神としての行為や「モロモウ」という古風な挨拶言葉、モノ忌みの残存など、紀勢町の事例は、わが国の来訪神信仰・古層の節分の姿を明らかにする上で極めて重要な事例だと言えよう。

夫が戸外に立ち、妻が戸戸を閉めきった家に籠っている様は次の東歌を想起させ、いかにも古風である。

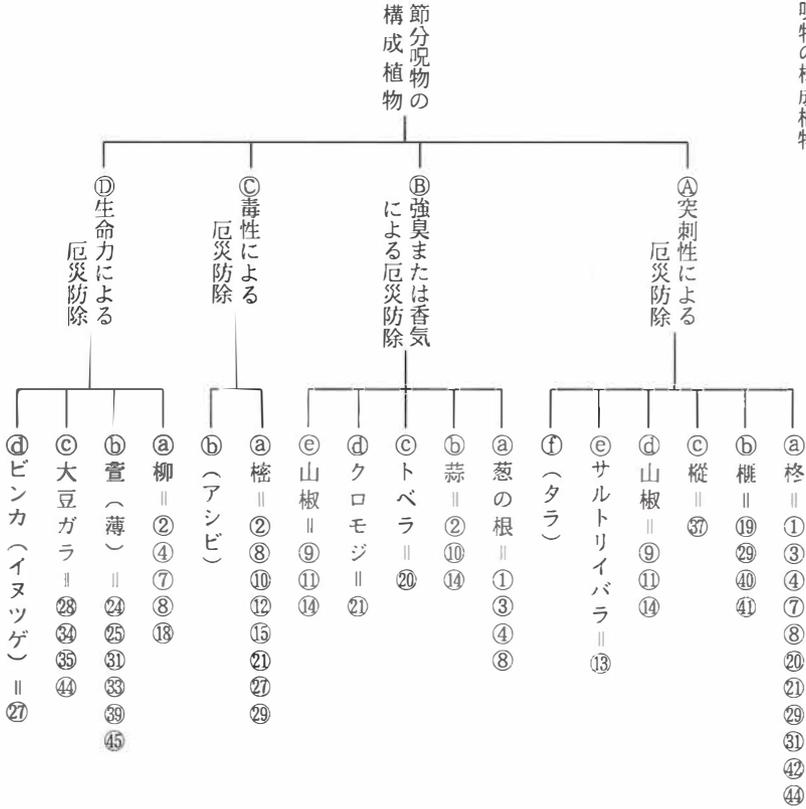
・にほどりの葛節早稲を饗すとも そのかなしきを外に立てめやも（三三八六）

・誰ぞこの家の戸おそぶるにふなみに我が背をやりていはふこの戸を（三三四〇）

4・節分の呪物と植物

事例の抽出地点に片寄りがあるため、節分呪物構成の植物・魚類等を厳正に分析することはできないのであるが、小論所収の事例に限ってみても、節分呪物構成要素の概略を知ることができる。ヤイカガシを構成する魚類の中心は鰯が圧倒的である。他にサンマ¹⁹、サケマス¹⁵、メザシ¹²、ゴマメ³⁸、ニボシ²¹、ジャコ¹³と、イワシ系が多い。植物は多岐にわたるが、およそ次のように整理できる。第3表による節分に用いられる植物を概観することができるのであるが、例えば、ここに入っていないものではタラノキがある。タラノキの突刺性が重視され、高知県・愛媛県などでは多用される。毒性のあるアシビも奥三河では節分呪物の構成要素となる。節分呪物として用いられる植物は、いずれも生活環境の植生に連動するものであり、例えば、トベラは海岸部で多く用い

第3表 節分呪物の構成植物



られ、榎・縦などは山中で用いられることになる。このことについては既に述べたことがある。⁽¹⁵⁾

なお、植物ではないが、小論でとりあげた事例の中の①④⑩①①②などを竿の先につけて立てる形が見られる。事例が抽出であるため、散在といった印象を受けるのであるが、これは、駿河・遠江・三河に広く分布したものであり、コト八日との呪術流動の点からも見逃すことのできない存在である。

四・コト八日——やらい詞ことばと行事の原質——

1・コト八日の行事内容

二月八日と十二月八日を特別な日として餅を搗いたり、呪術行事を行ったりする地方は多い。この二回の「八日」をとりたてて「コト八日」と呼びならわしている地も少くない。ところが、その本質はまだ解明されたとは言えない。この日に、送り神などと称して厄災を追送する行事も多く見られ、それには「やらい詞ことば」とも言うべき囃し詞を伴うものが多い。ここでは、「年中行事の口誦要素」という視点から、まずやらい詞に注目し、それを緒として、やらい詞を伴わない行事にも目を配り、この行事の原質についても言及したい。資料収集のフィールドは、静岡県を中心とし、一部に、隣接する長野県・神奈川県などの事例も加えた。

①二月八日と十二月八日、檜と竹でミコシを作り、法印が家々や道路を赤と白の幣で浄め、その幣をミコシに挿した。一戸一人大人が出てミコシを担ぎ、村はずれの地藏ボツへ送った。その時、へ風邪の神よ送るよ、と大声で唱えた（静岡市大間・砂有次郎・明治三十七年生まれ）。

②二月八日、ユルイ（囲炉裏）で楠の木を燻し、へ風邪の神を送り出せ、と叫んで小布杉境まで送った（静岡市三ツ野・寺坂すぎ・明治二十三年生まれ）。

③二月八日、子供達が大声でへ風邪の神よ送るよ、と叫んで、大山さんのお札を持ってムラ境まで赴き、お札を竹に挟んでムラ境に立てた。また、「ニンガツヨウカハヤマヨウカ」と言い、「キソウモクノウマレルヒ」（木草木の生まれる日）だと伝え、山休みにして木を伐ってはいけないと言いつづけた。（静岡県藤枝市大久保・平口きぬ・明治二十三年生まれ）。

④十二月十八日、六つの隣組で、おのおの色紙の旗（幣）を作って辻に立て、隣組の人びとがその旗のまわりに立って神主に被ってもらい、おのおのについている病魔悪霊を旗に追い込んだ。この時、藁の馬に藁の人形を乗せたものを杉の葉で作った輿の中に入れ、若者が担いでいる。別の六人の若者が六組の旗を持ち、ムラ境の河原に至って輿と旗とを流す（静岡市水見色・佐藤隆一・明治三十六年生まれ）。

⑤十二月八日、漆の木と檜葉で輿を作り、家々を巡回する。家々を被った御幣をその輿に挿し、そのままの状態で大井川に流した。この時、子供達が、へオツクリ

ガミ・オックレヨ オックリガミ・オックレヨと囃したてながらムラを回った（静岡県榛原郡木川根町梅地・後藤定一・明治三十二年生まれ）。なお、静岡市市代でも類似の行事を行い、〇オクリンガミヲボイコクレ オクリンガミヲボイコクレ と囃して輿を川に流した。

⑥二月八日と十二月八日の二回、送り神（八日送り）を行う。檜葉の輿（台）に幣束六本を立て、丸山修行者の森竹東一さんがその幣に人や家の病魔・悪霊を移し、参加した人びとは般若心経を唱する。終えて、黍を食し、当屋が、輿を大井川の川べりまで運び、そこに幣を移し立てる（静岡市閑蔵）

⑦二月八日、八日送り「オンベ送り」を行う。子供達が書き初めの紙で御幣を作り、家族と家の各部屋を祓ってから、十二個の米粉団子・麦少々・蒜二本を紙に包んで御幣にしぼりつける。白羽神社の境内まで列を作って歩き、そこに御幣を挿し立て、後をふりむかぬいで帰ってくる（静岡県榛原郡中川根町尾呂久保）。

⑧十二月八日を「コトコト様」と称し、禰宜がタカラ（御幣）を持ってムラ中をまわり、子供達が鉦・太鼓を打ちながら、〇コトコト婆さん 激しいなあ、と大

声で叫んでついてまわった。各戸では、豆と干し柿を紙に包んで禰宜に渡し、禰宜が子供達に分け与えた（静岡県磐田郡水窪町草木・守屋喜与司・明治三十五年生まれ）。

⑨二月七日と十二月七日、タカラと呼ばれる御幣を作り、鉦・太鼓で囃しながらムラをめぐる。子供達は、〇コトコト婆さんを送れ と大声で囃した。二月は南のムラ境の「浅間」へ、十二月は北のムラ境の「バトカン」（馬頭観音）まで送った。この日は当屋で里芋の煮ころがしを出すことになっていた（同針間野・林 実雄・大正十年生まれ）。

⑩二月八日と十二月八日をコトの神送りと称し、組境に注連縄を張り、大ワラジの片方をつるし、子供達が鉦・太鼓でムラ境までコトの神を送った。その時、〇コトコト婆さんを送るよ、と大声でくり返し叫んだ（同西浦・小塩光義・明治三十六年生まれ）。

⑪二月八日をコトハジメ、十二月八日をコトオサメと称し、団子を串に刺して門口に挿した。ムラびと達は神主の家に集まり、二組に分かれて次のようにした。一方の組が、御幣を持ち、鉦・太鼓をたたきながら、〇何の神を送るぞ、と唱えると、もう一方の組の者達が

へ、オコトの神を送るぞ、と唱えた。こうして囃しながらムラ境まで送った（静岡県磐田郡竜山村白倉・大石保太郎・明治二十四年生まれ「昭和51・52年度静岡県民俗文化財調査報告」）。

⑫二月八日・十二月八日を送り神と称し、子供達が鉦太鼓で「送り神を送るぞ」と囃し、ムラ境まで送った。

なお、各戸では、「コトコト様」と呼ばれるソバ団子一個を棒にさして門口に挿し立てた。子供達がこれを取って歩いた（同佐久間町大井・藤沢弥平・大正二年生まれ「昭和51・52年度静岡県民俗文化財調査報告」）。

⑬二月八日と十二月八日、鯛の頭を竹串に刺して戸口に挿した。子供達はオタカラ（御幣）を持って、オークリガミヨオークルヨ、と囃してムラの中をまわった（静岡県磐田郡佐久間町今田・高橋高感・明治四十一年生まれ）。

⑭二月八日は悪い神をオタカラ（御幣）へ入れて送った。この日は米の粥をたべて「お籠り」をした。十二月八日は、御幣につけた悪い神を、大人・子供のムラ中の者が出て村境まで送った。その時、へトートの神を送れ、トートの神を送れ、と大声で囃した（長野県

下伊那郡南信濃村池口・松下唯繁・明治二十九年生まれ）。

⑮二月八日・十二月八日は「コトの神」「送り神」と称し、子供達が、鉦を叩いて上・下の境まで風邪の神を送った。その時、へデンデン チャンチャン 風邪の神を送るよ、とくり返し大声で囃した。この日、子供達には豆腐の汁が与えられた。この日に豆腐の汁を飲むと風邪をひかないと伝えた（長野県下伊那郡上村程野・前島正一・大正八年生まれ）。

⑯二月八日に、「八日送り」と称して風邪の神送りをした（長野県下伊那郡上村小野・成沢作男・明治四十五年生まれ）。

⑰二月八日に風邪の神送りと称して子供達がムラの金比羅碑の周囲を鉦に合わせて次のことばを大声で唱えながら歩きまわった。へトートの神を送るよ チーチー オッポにサンヨリヨ さらに、子供達はこれを大声で囃しながら各戸を回った。その時家々では、おのこの、囲炉裏のカギにかけてある鍋やテツピンなどおろしておいた。最後は山の神まで送った。（長野県下伊那郡上村下栗・野牧政夫明治三十四年生まれ）。

⑱二月八日「オコト」と称して餅を搗いて食べた（長野

泉上伊那郡長谷村奥浦・小松祐唯・明治三十六年生まれ。

⑲二月七日に「山の講」と称して山の神祭りをした。七日は山の神が講の酒に酔って頭巾を紛失し、八日にはその頭巾を探して歩くので、その邪魔をしないように七日・八日は山へ入ってはいけないと伝えた（静岡県磐田郡竜山村東雲名・太田又市・明治二十八年生まれ「昭和51・52年度静岡県民俗文化財調査報告」）。

⑳二月七日を「山の講」と称して山の神祭りをした。この日は、山の神様が木の数を数える日だから山へ入ってはいけないと伝えた。また、二月八日は、山の神様が七日に山でなくした頭巾を探す日だから山へ入ってはいけないとし、この二日間は山へ入ることを禁じた（同周智郡森町三倉・原木主一・明治三十三年生まれ「昭和51・52年度静岡県民俗文化財調査報告」）。

㉑十二月八日、この日を「送り神」と称した。小学校一・二年生⇓下藪、同三・四年生⇓中城、それ以上⇓本城の子供達が青竹の先を二つに割ったものを振り立てて音を出し、その音に合わせて、送り神カンカンジ貧乏神チャー出よよ 福の神チャー入れよ、と大声で唱えながら家をまわった。各戸では二厘から五厘の金を

与えた。明治三十五年ごろの話である。（同榛原郡御前崎町白羽・高塚佐右衛門・明治二十七年生まれ）。

㉒十二月八日夜、小学生が各自笹竹を持って家々をめぐり、その笹で軒先を祓って歩く。その時、ナアリ神送れ 師走八日送れ、と大声で叫ぶ。家々では子供達に祝儀を渡す（富山昭『静岡県の年中行事』）。

㉓二月八日と十二月八日、家々では餅をつき、シデをつけた女竹で家の中を祓って、その竹を軒に立てておく。一方、恵比須神社境内で、長さ一、五畧ほどの樫の枝にデコ坊と呼ばれる人形をくくりつけたものを用意する。午後四時ごろ子供達は家々から笹竹を集めて神社に集まる。僧による祈禱が済むと、子供達のある者が樫の枝を引き出す。すると、他の子供達は鉦のリズムに合わせて、大倉戸のチャンチャコチャンへ大倉戸のチャンチャコチャンと大声で囃しながら女竹でデコ坊を叩く。家の病魔・悪霊は、女竹の笹に移され、竹に移された病魔・悪霊がこうしてデコ坊に移されるのである。二月八日には東のムラ境から西のムラ境に向かって送り、十二月八日には西のムラ境から東のムラ境に向けて送る。この樫の枝をバンドウブネと呼び、この行事のことを「師走八日のバンドウブ

ネ」とも呼んで、かつてはデコ坊を乗せたバンドウブネを表浜の海へ流していたという（静岡県浜名郡新居町大倉戸）。

②④ 二月八日と十二月八日にハタキ餅を搗いた。暮らしの苦しい人びとが、この日顔が見えないように頬かむりをして家々をまわり、顔を横にむけ、手を出して、「お八日さんをよんどくんさい」（八日餅を恵んで下さい）と言って八日餅をもらった（静岡県藤枝市忠兵衛・仲田要作・明治三十三年生まれ）。

②⑤ 二月八日を「コトハジメ」と称し、小麦の団子を笹の葉で包んでツトにし、東の方の立木にかけた。十二月八日を「コトオサメ」と称して同様のものを西方の立木に掛けた（愛知県北設楽郡設楽町月・栗林知伸・明治三十四年生まれ）。

②⑥ 二月八日、事始の事、長き竹の末に目籠を付て門口に建る事あり。又、餅を搗く家もあり。農家にては大かた餅を搗くなり。八日餅と云ひて親族また入魂の者へ贈り、或は招で饗する事もあり。江戸にておこと汁といふ物はなし。其類の事もなし。但、郷村にては送り神と云ひて、先づ家々竈の上の煤を沸ひ大道へ持出し、藁にて人形を作り紙職などを作り、彼人形をば竹

などにつけて持ち、さて鉦太鼓を打て囃したてて家々を廻り、終には村の端、又は川辺などに持行って捨置き、足早に逃帰る事也。これいづれの郷村にもあり、少しの違ひはありても大凡は同じ、囃し詞は、「ヨオイトウ ヨオイトウ ヨイトコヨイトウ また、オクリガミヨオオクレヨウ エイトウエイトウ など云ふのみなり」（『諸国風俗問答』の「三河吉田領風俗問答」¹⁸）。

②⑦ 二月八日と十二月八日には目一つ小僧がくる。昔、ある人が、二月八日（十二月八日とも）に風呂に入っていたら、目一つ小僧が来て風呂ごと担いで行こうとした。その人は裸のまま、側に生えていた柅の木の枝につかまって助かった。こういうことがあったので二月八日と十二月八日には風呂へ入ってはいけないと伝えられている。また柅の木で助かったのでこの日には柅の枝を門口に挿して目一つ除けとする。柅はただ挿すだけでなく、目籠に挿し、その目籠を玄関先に吊るす。その下には米の研ぎ汁を入れた桶を置く。目籠の目の多いことと、それがまた桶の研ぎ汁に映って倍になっているのに驚いて目一つが逃げだすためだと伝えられている。それとともに、丸大根に墨で目玉を書き入れたも



のも玄関口に飾った。この日は赤飯を炊いて握り飯にし、囲炉裏の鉄器で焼いてから喰りながらこれを食べるものとした。目一つに病人がいると思わせるためである。また、最後には囲炉裏の炉縁に目一つ小僧の分の握り飯を置いた。目一つ小僧がやってくると、握り飯に、小豆の目があまりにたくさんあるので驚いて逃げ帰るのだという。目一つ小僧は十二月八日にその家の様子を帳面につけ、その帳面を塞の神にあずけておき二月八日に受取りにくる。それで、目一つがその帳面を塞の神から受けとると困るので、一月十五日のドンド焼きの火で塞の神を焼くのである。(静岡県田方

▲コト八日の目籠と米のとぎ汁
—静岡県田方郡天城湯ヶ島町箒原—

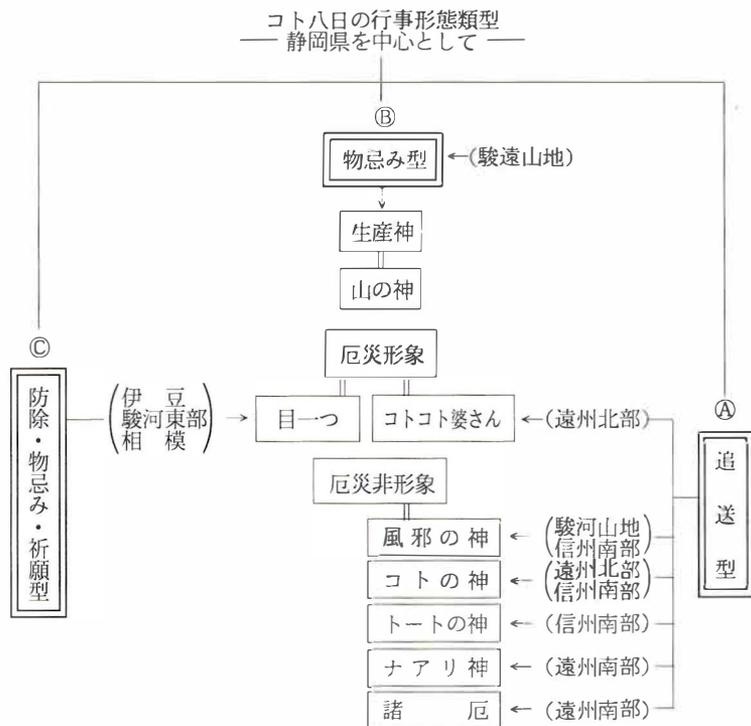
郡天城湯ヶ島町箒原・浅田あい・明治三十六年生まれ)。

⑳二月八日と十二月八日には風呂をわかしてはいけな
い。昔この日に風呂に入っていた人が風呂ごと目一つ
小僧にさらわれたが、目一つが柵の木で休んでいると
き柵の枝につかまって風呂からぬけ出して助かった。
目一つは「休んだら軽くなった。」といって風呂桶だ
けかついで去った。この目籠に柵の枝を挿し、その
下に白水(米の研ぎ汁)をおくのはそのためである。
この日、小豆飯を丸い握り飯にして焼き、家族で分け
て食べた。これを食べると風邪をひかないと伝えてい
る。また、この日風呂に入ると風邪をひくと
もいう(同伊豆町原保・石井しず・明治三
十九年生まれ)。

㉑二月八日に目一つ小僧が白い馬に乗ってく
る。米のとぎ汁を桶に入れて玄関におくと、
馬がそれを飲んでそのまま行ってしまう(同
伊豆長岡町長瀬・木下しげ・明治四十年生ま
れ)。

㉒十二月八日を「ヨーカゾー」と言い、目籠を
竿の先にかけて庭先に立てる。この日、下駄

第1図 コト八日の行事形態類型



を外へ置くと目一つ小僧が下駄に判を捺す。下駄に判を捺されると病気になるからこの日に履きものを外に出しておいてはいけない(同御殿場市印野・勝間田多住・明治四十一年生まれ)。

㊦ 二月八日と十一月八日、一ツ目小僧が来る。目籠を竿の先に掛けて門口に立て、この日は仕事を休んだ。モチアワに小豆を入れたオコワを神仏にあげ、グミの生木を燃すと臭いので一ツ目小僧が来ないといって囲炉裏でグミの生木を燃やした(神奈川県足柄上郡北町玄倉・山口さく・明治二十五年生まれ)。

事例①～③までを閲覧すると、コト八日の内包する実に様々な問題点が浮かびあがってくる。静岡県を中心としてコト八日の信仰形態を整理したのが第1図である。もとより、これは模式的・概略的なものではあるが、これによって大方の傾向を鳥瞰することはできる。コト八日の行事内容としてまず注目したいのはAの追送型である。

2・「やらい詞」と「追われる神々」

二月八日・十二月八日に追われるのはどんな神々なのであろう。その一つに「風邪の神」がある。風邪の神を送るのは、事例①（安倍川支流薬科川水源部）、②（朝比奈川水源部）、③（大井川支流伊久美川水源部）といった駿河西部の山地と、④⑤⑥⑦の、天竜川支流遠山川ぞいの遠山谷のムラムラである。「カゼ」は、気象上の「風」と混同されがちであるがコト八日にかかわるものはいずれも「風邪」である。「風邪は万病のもと」とも言われ、コト八日に挟まれた期間が実質的な冬季であり、風邪の流行季節であることから納得できる追送である。事例⑧で、この日豆腐汁を飲むことが風邪除けになるとしている点も、カゼが「風邪」であることを実感させてくれる。

次に「トートの神」がある。④⑦にこの名称が見られるのであるがその実体は明らかでない。佐久間町には、コト八日に、ムラびとが行列を組んで、ヘトードの森へ送るよ スワの森へ送るよ、と囃した例があるという。これらは、七草粥の鳥追い唄の、ヘトードの鳥が日本の国へ渡らぬ先に 七草ナズナでストントントン、と

いった「トードの鳥」とかかわるものと考えられる。七草唄の場合は、普通トードは「唐土」と書かれたりするが、その鳥は害鳥と認識されていることは明らかであり、「トート」の神・「トード」の神もその系譜をひくものと見てよからう。「ナアリ神」については柳田翁がオナリ神とのかかわりを指摘しているが、事例が②の一例しかないので断定はしがたい。コトの神ないしはコトコト様といったものが、⑧⑨⑩⑪⑫⑬と、天竜水系の静岡・長野両県にまたがって見られる。これは、言うまでもなく「コト八日」の「コト」にかかわるものであり、「コトコト婆さん」のもとになったものと考えてよからう。「○○婆さん」なる妖怪的存在は他にも例があるが、静岡県磐田郡水窪町を中心に、コトコト婆さんの伝承がコト八日とのかかわりで根強く生き続けていることは注目すべきことである。コトコト婆さんが、コト八日に入びとを脅かす病魔・悪霊・厄災を形象化したものであることは確かである。そのコトコト婆さんの風貌や性格は事例の範囲では明確でない。事例⑧に、ヘコトコト婆さん激しいな、という囃しことばがあり、これが唯一、コトコト婆さんの性格を語るものである。この他、磐田郡佐久間町には、二月八日、十二月八日に針を使

うとコトコト婆さんがユルイ（囲炉裏）の中から出る」という伝承がある。二月八日、十二月八日を針供養とする地は多い。この日に針供養をすることは、仕事を休んで物忌みをするということの意味すると同時に、「針の穴」＝「目一つ」という暗号読解により、目一つを鎮める呪術になっていたと考えることができよう。

さらに注目すべきは、コトコト婆さんの原郷がユルイだという点である。筆者はかつて、静岡県周智郡春野町川上の故高田角太郎さん（明治三十四年生まれ）から、角太郎さんが子供の頃、祖母に、「ユルイの灰をつくとユルイ婆さんが出るぞ」と注意されたことがあったという話を聞いたことがあった。囲炉裏が住居の中心であり、聖域であることは種々の資料によって証明できるが、ユルイ婆さん・コトコト婆さんもその囲炉裏の聖性と深くかかわっている。遠州北部には、ユルイ婆さん・コトコト婆さんと呼ばれる妖怪の伝承が根強いのである。「コトコト婆さん」の「コトコト」がコト八日の「コト」にかかわるものであることは当然であるが、北遠の人びとの心意の中において、それは単なるコト八日の略称ではなかった。ユルイに焦点をしばってみると、「コトコト」は湯の沸騰によって生ずる鉄瓶の蓋の音と

なる。また、それは、行為を謹しむべき夜、身を淨めて家族が籠る家の表戸をコトコトと叩く訪いの音でもある。柳田国男は、因幡の「ホトホト」について、「ホトホトは多分戸を叩いて訪れる態を口で真似たものである……」と述べている。²⁰「ホトホト」が来意を示して戸を叩く擬声語だというのならば、むしろ、「コトコト」の方が数段実音・実態に近いことになる。言霊にかかわる呼称、言語呪術にかかわる表現においては、重層や、懸詞的表現は何ら不都合なものではない。コト八日と、その日にやって来ると伝えられるオトナイの擬声語を負う婆の名が一致するところに、むしろ神秘の実感が存在したのであった。

遠州の海岸部や大井川上流部には、厄災や神名を特定せず、追送すべきものを「送り神」と表現するものも多い。追送の形を眺めてみると、神輿型の作りものに厄災を集めて送るものとして①④⑤⑥などがある。これは大井川上流部・葉科川流域に集まっている。この形は、本来、家々を巡回し、悪霊や厄災を受けた幣を輿に受け、その輿を川に流すという一貫した構造を持つものであったことがわかる。事例²³では、樅の枝を舟としており、²⁶も笹を舟としている。これらにはともに厄災を受ける

人形が使われており、人形を乗せた舟が海や川に追流される形があったことがわかる。この形は、志摩における追送舟や、沖繩における鼠送り、虫送りの舟などとも通じるところがある。なお人形は事例④にも登場する。全国的に見ると、人形は、虫送りの実盛人形、盗人送りの人形など追送行事とは深くかかわっている。

ところで、コト八日の信仰形態の「中心をなす送り神、即ち厄災追送行事の一つの特色は、この行事が、基本的に〇〇〇を送れ、〇〇〇の神を送るよ」といった「やらい詞」^{（註14）}即ち、追送詞章を伴い、しかも、それが鉦・太鼓に合わせて大声で唱されるところにある。この習俗の根底には、追送すべき厄災・悪霊等呼び立て、囃し立て、その言語呪力によって追攘効果をあげようとする心意がある。この詞章の伝承によって、この信仰行事の目的が明確になっている例は少くない。

3・鼠送りとやらい詞

多くの詞章の中には意味が判然としないものもある。例えば、事例⑦の「トートの神を送るよ チーチーオッポにサンヨリヨ」がそれである。あまりに不思議な詞章であるため、昭和五十六年二月、野牧政夫さんの口か

らこれを聞いて以来、このことばが折々無意識に心よみがえっては消え、また思いがけない時に心に浮かんだ。そうして、この詞章を空んじていたため、昭和六十二年の伊豆の調査の折、全く別の資料を得て、両者が地下の水脈でつながっているのではないかという実感を得ることができた。伊豆には「鼠送り」の行事があった。次にその行事の際に唱された詞章を示す。

②「チーチーヤイ ニゲロヤイ ニャーニャー ネコが送るわい

③「チーチーニゲロ ニャーニャー来るぞ

④は、静岡県賀茂郡松崎町池代の山本吾郎さん（明治四十一年生まれ）の伝承による。山本さんは次のように語る。鼠の害は主として檜と萱（薄）だった。この地では、萱は屋根材と、炭俵用として重要な生活物資だった。ところが、折々、萱野が鼠のために全滅することがあった。そうした害を予防する呪的行事として、日は特定していないが鼠害が出た時「鼠送り」を行った。ムラびと達が列を組んで、鉦太鼓を打ちながら④を繰り返して、下のムラ「大沢」境の「神送り淵」まで送った。

⑤は静岡県賀茂郡西伊豆町大城の市川至誠さん（大正

五年生まれ)の伝承による。鼠の害があった時、「鼠送り」と称して、ムラびと達が一斗罐の空罐・鉦・太鼓を叩いて尾根から川へと鼠を追い下し、海に向かって追い出した。その時、空罐・鉦・太鼓に合わせて⑥を、繰り返し大声で唱じたのだという。

鼠は萱のみならず、粟・黍などの農作物・養蚕の蚕・米などに、人間生活の様々な場面で様々な害を与えた。

鼠害については筆者も既に報告をしたことがあるが、柳田翁も『郷土研究』二巻八号によって次のように述べている。²²⁾「伊豆の北部などの村々では鼠送りという行事が近年までも行われていた。野鼠の害がひどい場合に、その一疋を捕えて輿に乗せ、鉦太鼓で囃しつつ送って行って神官の祈禱の後にこれを海に放す。そうすると今まで山野を荒していた鼠群が、海を渡って去ってしまう。あるいは大島へ行くともいっていた。」②⑤および関連伝承によれば「鼠送り」は伊豆北部だけではなく、伊豆半島全体で広く行われていたことがわかる。

さて、右の②⑤の詞章を以って、先の事例⑦の詞章をふりかえてみると、「チーチー」が「鼠」を意味するものであることが自然に理解できる。そして、「オッポ」は、鼠の姿態を象徴する長い「尾」であることもわか

る。「ヨリヨ」は、「燃れよ(ねじって縋えよ)」で、この詞章は、本来、トートの神よ送るよ チーチー尾っぽをさあ燃れよ——という意で、「鼠の尾を燃りつけて鼠の行動力を奪い、鼠をやっつけ、鼠を追ってしまえ」ということを意味しているのである。この囃し詞の威力・呪力によって、人間生活に多大な害をもたらす鼠を威嚇しているのである。子供やムラびと達が列を組んで鉦・太鼓を打ち鳴らし、ムラ境まで鼠を追い立てるとい形式と、コト八日に、不可視の風邪の神、それに象徴されるすべての厄災を追送するという行為とは基本的に一致しているのである。即物的・可視的な鼠、具体的な害悪をもたらす鼠送りのようなものが基層にあり、不可視の病魔・悪霊をその方法をふまえて送るようになるというのが自然の流れである。ちなみに、事例⑦の行われたムラは、南アルプスの鬼岳・聖岳が眼前に迫る、日本で一番大に近いムラと形容された、水田皆無の畑作のムラである。ムラびと達は、長い間、畑作物や蚕を鼠に荒らされてきたのであった。そうした地のコト八日、追送すべきものの中にはどうしても暮らしに実害を与えるものが入るのである。風邪の神の中に鼠が潜入していたのであった。

4・コト八日と目一つ小僧

コト八日に「目一つ小僧」がやってくるとする伝承は伊豆・駿東から神奈川県にかけて広く分布するのであるが、この伝承が決して右の地域に限られたものでなかったことは、目一つ（目一つ）の対応として伝えられる八日の目籠立てが三河にも見られるからである（事例②⑥）。ここではまず、コト八日と目一つ伝説の結びつく事例の特徴を眺めてみたい。まず注目すべきは、事例②⑦⑧に示されている通り、この日、風呂に入ることを禁じている点である。これはもの忌みの一種であるとして見てよからう。また、③④にある「履物を外に出しておかないこと」、⑤⑥に見える「仕事をしないこと」も物忌みの具体的な側面である。コト八日は物忌みの日だったのである。次に、柊が登場するのであるが、これは、柊の葉の有棘性・突刺性が邪悪な侵入物、この場合目一つに象徴されるものを防除追放すると考えられているのである。目籠の目の多さが、目一つの、「目が少い」という弱点を脅威するという伝承も根強い。事例⑦に見える、丸大根に目を墨書する呪術、小豆の入った握り飯の小豆粒を「多目」と見立てる呪術など、コト八日の行事内容において、「目一つと

多目」を対立概念的な主題とする部分が大きな柱となっている。

御殿場市ではコト八日を事例③④のように「ヨウカゾー」と呼ぶ。柳田翁はコト八日の呼称の「八日塔」や「ヨウカゾ」(神奈川県)に関心を寄せ、次のように述べている。²³「相模川沿岸の目一つ小僧区域から、この小田急沿線のミカワリ婆地域にかけて、弘くこの八日の日の怪物を、ヨウカゾと呼んでいることも私には注意せられよう。このゾは助詞であって、ぶつぞなぐるぞのゾと同じように、きょうは八日なるぞということ、強める目的しかもっていないかと思ふ。」²⁴。筆者は、「八日ゾ」「八日ゾー」の「ゾー」は、「八日竿」^{さき}の転訛だと考えている。なぜならば、コト八日を「ヨウカゾー」と呼称する地域は、この日に目籠竿を立てる地域とみごとに一致しているからである。「八日竿」については後に述べるが、先に柳田翁の文中に登場した「ミカワリ婆」²⁴にふれておく。石井進氏は次のような報告をしている。「やや広く川崎市細山附近に分布しているのは次のようなものである。二月八日と十二月八日にはミカリバアサマ又はミカエリと発音するが、とにかく恐るべきもの、化け物だと思われるので、この時にヨウカゾウがくるという

ところ（川崎市細山小字バンドウ、同萬福寺）ではヨウカゾウ、即ちミカリバアサマ、即ち化け物と考えている……。」これによると、コト八日には、これまで見てきた、目一つ小僧の他に、ミカリ（ミカエリ）婆さまの出没が伝えられていたことがわかる。さらに、「ヨウカゾウ」も妖怪だということになる。ミカリ婆は、コトコト婆さんとの関係で特に注目される場所である。柳田翁は、「自分は、ミカワリは物忌のことで、常日頃の肉体を、神を祭るに適するように身を改めること、すなわち身変りではなかったかと思っている。」と述べ、さらに、「八日の日の畏さを守護しようとした霊物の名が、ミカワリからミカエリに移り動いたということは、むしろほほえましい自然の変化とも私には受け取られる。」とも述べている。⁽²⁵⁾『改訂綜合日本民俗語彙』に、「ミカワリ」の項があり、「ミカリとも。千葉県安房、上総地方では、旧曆十一月二十六日から十日間、忌み籠って、山に行かず、機織りをせず、音も立てぬようにしてすす習わしがあった。」とある。⁽²⁶⁾こうした例や、コト八日の物忌みの要素を考えると柳田説は捨て難い。コト八日の「コト」からコトコト婆さんが生まれたように、籠りによる「身変り」から、おそろしい顔で見返るといふイ

メージを伴う「ミカエリ」に転じて行った流れにも魅力がある。ところが、柳田翁自身が使っている「箕借」という文字も妙に気になる。その点で、宮本常一が気軽に書いた表記の中にミカリ婆さんの謎を解く鍵が潜んでいるように思われる。それは次の一文である。⁽²⁸⁾「東の方では一つ目小僧、目かり婆さんなどという妖怪を考え、日も節分ではなく、二月八日のオコトの日に目かごにヒイラギの枝をさして棹につけ、家のまえにたてておくところが多い。」——ミカリ・ミカワリ・ミカエリなどと流動する妖怪の名称を、宮本は、「メカリ」とし、「目かり」と記録しているのである。ここで初めて、東国の妖怪「目一つ」と「目かり」が「目」というキーワードを介してつながりを持つことになる。

目一つ・一つ目については柳田国男の「目一つ五郎考」⁽²⁹⁾「片目の魚」、高崎正秀・若尾五雄氏など様々な考察が続いてきた。谷川健一氏は、それらの学説を吟味した上で、さらに石塚尊俊氏の『鑪と鍛冶』⁽³⁰⁾の報告をふまえて、「たたら炉の仕事に従事する人たちに、一眼を失する者がきわめて多く、それゆえに、彼らは金属精錬の技術が至難の業とされていた古代には、目一つの神とあおがれたと私は考える。」と述べ、さらに、「一本足」もた

たら踏みで足や膝を酷使した金属精錬業者の宿命だとした。よって、一つ目一本足の妖怪、一本ダタラのごときものは「目ひとつの神の衰落した姿である。」という卓見を獲得するに至った。⁽³⁴⁾ 目一つの出自と系譜に関してこの説は不動のものと言えよう。

ところで、こうした運命を背負う目一つが、一体、いかなる理由を以って伊豆・駿東・相模に、コト八日に限って出没しなければならぬのであろうか。この伝承地域がびっしりと製鉄や金属精錬とかかわっているわけではない。このことは、コト八日になぜ目籠竿を立てるのかという問題とも深くかかわっている。この二つの問題について考えてみることは、謎に満ちたコト八日の本質解明にとって、避けて通ることのできない関門である。

柳田国男もコト八日には強い関心を寄せ、コト八日について繰り返し発言している。柳田翁もコト八日について決定的な説を立てているわけではないが、次に引く部分は重要な発言である。⁽³⁵⁾

「江戸の学者の早くから不審を抱いていたのは、二月八日のオコトをば事納めといい、かえって師走八日の方を事始めと呼んでいたことであつた。これも新年の大節

をコトと称していたものとすれば、顛倒でも誤伝でもないのであつて、この日も卯月八日の天道花と同じく棹を高くたててその上に目籠などを掲げ、邪神の近よるを防ぐといっていたのも、すなわちまた門松や注連のように、この境最も清浄なりという小標識であつたらう。何にもせよ正月十五日を中心とし、月の上弦の七の日が嚴重の物忌の始めだったとすると、それからさらに溯って十二月の八日までが、あたかも散斎の三十日間になるのである。ただし祭りが過ぎてから後の方の日限は、物忌でなかったためか今の規定は何もないが、それにもまた次の月の上弦の日まで段々の附属儀式が連続していたのかも知れない。」

我々はこの柳田翁の発言から様々なことを学ぶことができる。(ア)の見解について、柳田翁自身これとは逆の解説をしている。「江戸の近郊を含めた全国の農村では、二月十二月の八日を祝う限り、すべて二月の方をコト始めといっており、他の一方が当然にコト納めである。コトは節日または祝祭日を意味する古語であつたらしく、しかも正月だけはコトのうちではなかった。」——このように揺れ動く表現を見ただけで、コト八日の問題がいかにむづかしい問題であるかがよくわかる。(イ)は、コト

八日の目籠竿を、邪神防止の標識とする見解であり、これは、目一つ伝承と対応するものとして理解しやすい。しかし、目籠竿については、この他、忌み籠りの標識とも解され、さらに別の理解も可能になるがこれについては後に述べる。(ウ)は、いわゆる正月に対して「小正月」を示すものであるが、これによって、柳田翁自身、コト八日の問題を考える場合、より古い正月である小正月を基点に据える方が妥当だと考えていたことがわかる。(エ)も極めて重要である。これは、コト八日の「八日」が、何を基準にして選び出された日であるかをよく示している。それは、この日が、循環する朔望月の十五日間の間に当ることを指摘しているのである。七日から八日に転ずる時間が重要だったのである。

コト八日、即ち十二月八日と二月八日の間に正月が入り、その前後が重要な期間となっているという事は柳田翁の言説によってもよくわかる。筆者は、小正月をさむこの期間は、新しい年の太陽の恵みを求め、太陽を祭る期間ではなかったかと考えている。冬至によって象徴される、冬の衰えた太陽の力を、この期間に復活・増大させ、よって新しい年の採集・農耕活動、その他人間生活万般に恵みを得ようとしたのではなからうか。その

期間の初めの十二月八日と、終りの二月八日は格別な忌み籠りの日となるわけであった。この両日に門口に高々と立てられる目籠竿、その先端の籠を太陽の形象と見るのである。たしかに、籠目の星型の突起が魔除けになるという解釈は成り立つのであるが、一方、丸い目籠を太陽の形象と見ることも否定できない。

折口信夫は「髻籠ひげこの話」の中で次のように述べている。³⁶⁾「我々の眼には単なる目籠でも同じことの様に見えるが、以前は髻籠の髻籠たる編み餘しの髻が重要であったので、籠は日神を象り、髻は即、後光を意味するものであると思ふ。十余年前粉河で見た髻籠の形を思ひ浮べて見ても、其高く竿頭に靡くところ昔の人に日神の御姿を擬し得たと考へしむるに、十分であったことが感ぜられる。……」ここに述べられている髻籠竿は祭礼時のものであり、コト八日のものではない。しかし、竿の先に籠をつけて立てる点は両者に共通する。折口の指摘によって見れば、コト八日の目籠竿はまぎれもなく太陽の形象だといえることができる。これは、来るべき年の太陽の恵みを庭先に予祝することにほかならない。

目一つ小僧の出自は先にふれたが、その本質は「目を失ひし者」、即ち「光の喪失者」である。零落した目一

つのは妖怪であり、人びとに害を与えるのである。目一つが人びとに与える害は「光の剝奪」であり、「暗黒」である。さらに言うならば、太陽を奪わんとする存在だということになる。喪失した光の世界を求めめるのである。宮本常一の表記によって、目一つ小僧と並んだ「目借り婆さん」もまた、失った光を、目を借り求めることによって復活させんとする悲しい妖怪である。右のような宿命を持つ目一つ小僧や目借り婆さんに、居座られ、家を乗取られることは、光の喪失を意味し、冬至で衰えた太陽の力の復活に反するところである。よって、目一つ・目借りはいかにしても追放しなければならぬのである。籠は、その円形において太陽を形象するにとどまらず、籠目の多さによって、目の多さ、光の多さを象徴した。そして、その星形の突起を以って魔除けと見なされた籠目の多量の星形も、そのまま、光に満ちた世界を形象することになってくる。したがって、多目でしかも、太陽の形象物たる籠を庭先に高々と押し立てることは、目一つ・目借を屈伏・追放し、その年の太陽の恵みを予祝することになり得たのである。事例⑦に見える大根マナコや小豆握り飯の目なども重要な意味を持つこととなる。

コト八日の期間は太陽の恵みの予祝の期間であり、春の季節霊・新しい年の年霊を充実させ、山野の生産力の充実を願い、人びとが自身の活力を充実させる期間でもあった。したがって、十二月八日・二月八日には、それらを阻害する外来の厄災を防除し、人や家に付着した病魔・悪霊・厄災を追放する追送行事も盛んに行われたのであった。

コト八日の厄災追放のための呪物としては目籠の他に次のものがある。柊⑦⑧に見える。その葉の突刺性によって悪い外来物を防止せんとする呪物である。楠②、グミの木③などを燃し、その匂いと煙燻によって邪悪なるものを防除せんとするもの。蒜⑦、その強臭性によって悪を防がんとするもの、など、その他、事例⑦⑧⑨に米の研ぎ汁が見える。小論、小正月の頃の事例①には団子の茹で汁が登場する。さらに類似のものとして次の例がある。十二月八日に「ウニムチー(鬼餅)を作る。ウニムチーは鬼除け・魔除けのためのもので、トーンチミ(唐黍ソルガム)の粉を煮てそれを臼で搗く。赤色で、これが魔除けになるとも言われた。この時、トーンチミを煮た汁をヒンプンの外に撒いておけば魔除けになると言い伝えている(沖縄県島尻郡久高島・

西銘シズ・明治三十八年生まれ)。遠く離れた久高島で、コト八日にあたる十二月八日に類似の行事が行われていたことには驚きを覚える。本土と沖繩のコト八日の比較は別途に行うとして、ここでは汁の呪力のみについて指摘しておきたい。

コト八日の目籠竿と全く同様のものを節分に立てる事例は小論「節分」の項でも紹介しているが、その理由等については後に述べる。

だいぶ迂回をしたがここで、第1図⑧の「物忌み型」についてふれておく。事例③の中に、「二月八日はキノウモクの生まれる日だから山へ入るな」という伝承が語られている。この日は山の神祭りの日でもあり、春の季節霊・生産神たる山の神の力が籠りによって充足し、いよいよ発動する日だということになる。木や草木が生まれる日だから人は行為を謹んで物忌みをしなければならぬのである。事例⑩も同系のもので、山の神が山の木の数を数え、不足物を誕生させる日となっているのである。⑭には木や草のことは語られてはいないが、山に入ることを忌むべきだという禁忌が示されている。和歌山県東牟婁郡熊野川町大山では、旧暦二月七日は山の神様が木を植えて歩く日なので山へ入ってはいけないと言

い伝えている(久保武男・大正三年生まれ)。これらの事例によると、二月七日八日は山の神が活動を始める日、草木が生え初^メめる日だから人は行いを謹しむべきだとする伝承が根強く存在したことがわかる。十二月八日・二月八日の二つの忌み日に挟まれた期間は、いわば籠りの期間でもあり、二月八日を境として本格的な、万物生成の季節、春を迎えることになっていたのではあるまいか。採集・農作業はこのトキを以って始まったのである。

5・呪術要素の流動性

小論中の事例に限ってみても、節分とコト八日の間に呪術要素の共通性が見られる。その第一は、目籠竿であり、柁等の防除呪物である。小論所収資料以外のものまで展望すれば両者の共通性はさらに多面的になる。例えば、長野県伊那市吹上では節分の夜、門口に松葉を敷き、その上に魚の頭を置いて点火し、さらにその上にモミガラを径一尺、高さ五寸ほどに盛って燻す。また、同県上伊那郡長谷村奥浦では一月十四日の朝、玄関口に火のついた炭を一塊置き、その上にトীগ راشを乗せ、さらに、その上に約五升のソバヌカを盛って燻した。これ

を「キドウヤシ」と称した（小松祐唯・明治三十六年生まれ）。この一例は、コト八日の事例②の楠の木燻し、③のグミの木燻しに通ずるもので、煙燻による厄災防除として概括できる。長谷村の事例は、修験道の南蛮燻しの基層となった呪術でもある。修験道の場合、内在する悪なるものを燻り出し再生を図ることが目的となる。

小論、節分呪術の事例③・④は便宜上節分の項に入れているが、③は「六日ドシ」、④は「大晦日」の呪術である。しかし、その実態は多くの節分呪術と共通するものである。さらに、先に引いた長野県長谷村の事例は一月十四日、即ち小正月前日、いわば小正月の大晦日の呪術である。三重県上野市諏訪では一月十四日夜、「蚊の口」ブトの口「シラミの口」と唱えて餅をちぎって食べた。こうしてみると(a)節分 (b)コト八日 (c)六日ドシ (d)大晦日 (e)小正月の大晦日、といった異なる年中行事の中で呪術要素が流動していることがよくわかる。これらの行事時間の持つ共通性は、それが旧年から新年へ、冬から春といった、時や季節の転換のトキだということになる。この、「転換のトキ」「転節のトキ」には、年霊や季節霊の間隙が生ずるものと考えられ、霊が安定を欠くと考えられたのであろう。そうした状況なればこそ、そ

の空際のトキを狙って厄災・病魔悪霊が侵入しやすいと考えたのである。突刺性・臭気・毒性などによって外来の厄災を防除せんとしたのはそのためであった。右のような事情で呪術要素が行事間で流動したのであったが、中でもコト八日と節分の間の目籠竿の流動性は特に注目される。

先に、コト八日の目籠竿、その目籠を太陽の象徴と見たのであるが、節分の目籠竿も、冬から春への転節のトキに当って、春の太陽の恵みを祈願するためのものだと考えてよからう。二者の間の流動方向については今のところ、「コト八日から節分へ」と考えておきたい。二十四節の「節概念」が中国から導入され、それが民間に定着する以前に、すでに天体現象の月を基準にした「原コト八日」的なものがあり、それに太陽の形象物が用いられていたのではないかと考えるのである。

山梨県で一月十五日に立てられる道祖神祭りの飾り竿には太陽の形象たる髯籠状の「ヤナギ」が飾られるし、⁽³⁷⁾熊本県では阿蘇地方を中心に、端午の節句に髯籠竿が立てられる。また、静岡県御殿場市には六月八日に目籠竿⁽³⁸⁾を立てる習慣があった。阿蘇や御殿場の場合は、田植後の日照を求める、農作業随伴的な太陽希求であるが、コ

ト八日・節分・甲州小正月、道祖神祭りの竿は「陽光の予祝的祈願」だと考えることができよう。さらに、近畿地方で広く行われていた四月八日の「天道花」なども含め、太陽にかかわる形象や祈願については今後さらに資料収集・考察を続けなければならない。

なお、一般に、コト八日には「八日餅」と称して餅を搗いて食べる例が多いとされている。たしかに、この日餅を搗く例は多いのであるが、実際には、コト八日の儀礼食は多種多様であった。小論所収の資料を見ても次の通りである。黍^⑥、米団子^{⑦⑪}、ソバ団子^⑫、小麦団子^⑮、餅^⑱、ハタキ餅^⑳、米の粥^㉓、里芋^㉔、小豆飯の握り飯^{㉖㉗}、粟オコワ^㉘……。この他、事例^⑰で示した、子供達が巡回してくる時、囲炉裏のカギから鉄びんや鍋をおろすという例はモノ忌みの表示と考えられること、事例^㉚で、こと八日に、貧者が餅もらいと称して顔を横に向けて各戸を訪問する様は「来訪神の面影」を彷彿させるなど、今後考察すべきことは多い。

注

(1) 栗の木の枝を素材とし、径一・五センチ、長さ四十五

センチ程の箸を作り、中間部だけ皮を残し、両端の皮をむいて、その先端を細めに削ったもの。

(2) 「島田」は、藤枝市谷稲葉と山を挟んだ隣接地。この地方では家々の秋のマツリとして「刈り上げ」扱き上げ「亥ノ子」大師講」を祝う習慣があり、特に、亥ノ子と大師講にはともにボタモチを作る習慣があった。民謡の歌詞には、特に悪意はないのに他地を誹謗してふざけるものが見られるが、これはその一つである。

(3) 高崎正秀「童言葉の伝統」一九四〇『文学以前』桜楓社・一九七二。

(4) 屋代太郎弘賢「越後長岡領風俗問状答」一八一七年執筆（中山太郎編著『校註諸国風俗問状答』東洋堂・一九四二）。

(5) 折口信夫「国文学の養生（第三稿）まればとの意義」一九二七『折口信夫全集』第一巻・中央公論社・一九六六。

(6) 拙論「鳥追い民俗の展開（稲作民俗文化論）雄山閣・一九九三）。

(7) 前掲（4）に同じ。

(8) 安倍正信『駿国雑志』一八四三（復刻版・吉見書店・一九七六）。

- (9) 拙論「祝歌の民俗」〔『国学院雑誌』第八十四巻五号・一九八三〕。
- (10)(11) 宮本常一『民間暦』一九四二・六人社(『宮本常一著作集』9・未来社・一九七〇)。
- (12) 五来重『宗教歳時記』(角川書店・一九八二)。
- (13) 拙論「年中行事の鳥瞰と考察」〔『天竜川流域の暮らしと文化』(下巻)・磐田市史編さん委員会・一九八九)。
- (14) 西谷勝也『季節の神々』(慶友社・一九七〇)・桜井徳太郎「淡路島のヤマドッサン」〔『出雲と瀬戸内の神々』小学館・一九八一)・『日本列島・南への旅』(法蔵館・一九九三に再録)・近藤雅樹「ヤマドッサンの裳と笠」〔『あるくみるきく』二五六号・一九八八)など。
- (15) 拙論「まれびとの形代」〔『福作民俗文化論』雄山閣・一九九三〕。
- (16) 拙論、前掲(13)に同じ。
- (17) 富山昭『静岡県の年中行事』(静岡新聞社・一九八一)。
- (18) 前掲(4)に同じ。
- (19) 柳田国男「神送りと人形」一九三四『旅と伝説』七巻七号(『定本柳田国男集』第十三巻・筑摩書房・一九六七)。
- (20) 柳田国男「トビトビ」一九一七『郷土研究』四巻十二号(『定本柳田国男集』第十三巻・筑摩書房・一九六三)。
- (21) 拙著『生態民俗学序説』(白水社・一九八七)。
- (22) 前掲(19)に同じ。
- (23) 柳田国男「ミカハリ考の試み」一九四八・『島根民俗通信』八(『定本柳田国男集』第十三巻・筑摩書房・一九六三)。
- (24) 石井進「ミカリバアサン」一九四八『民間伝承』第十二巻第三・四号
- (25) 前掲(23)に同じ。
- (26) 柳田国男監修・民俗学研究所編『改訂総合日本民俗語彙』(平凡社・一九五六)。
- (27) 柳田国男「七島正月の問題」一九四九『民間伝承』十三巻一号(『定本柳田国男集』第十三巻・筑摩書房・一九六三)。
- (28) 前掲(10)に同じ。
- (29) 柳田国男『目一つ小僧その他』一九三四・小山書店(『定本柳田国男集』第五巻・筑摩書房・一九六三)。
- (30) 柳田国男「片目の魚」『郷土研究』四巻十一号・一九一七(『定本柳田国男集』第三十巻・筑摩書房・一九四三)。

六。

- (31) 高崎正秀『金太郎誕生譚』一九三七・人文書院(『高崎正秀著作集』第七卷・桜楓社・一九七二)。
- (32) 若尾五雄「ひよっとこと金工」(一九七六『近畿民俗』六九号(『金属・鬼・人柱その他——物質と技術のフォークロア——』堺屋圖書・一九八五))。
- (33) 石塚尊俊『鍮と鍛冶』(岩崎美術社・一九七二)。
- (34) 谷川健二『青銅の神の足跡』一九七九・集英社(『谷川健一著作集』5・三一書房・一九八五)。
- (35) 柳田国男「民間暦小考」一九三一『北安曇郡郷土誌年中行事編』(『定本柳田国男集』第十三卷・筑摩書房・一九六三)。
- (36) 折口信夫「髯籠の話」一九一五〜一九一六『郷土研究』第三卷第一・三号、第四卷第九号(『折口信夫全集』第二卷・中央公論社・一九五五)。
- (37) 拙論「甲斐の太陽——道祖神祭りの風景——」(『神々の風景——信仰環境論の試み——』白水社・一九九〇)。
- (38) 拙論「稲作と太陽」(『稲作民俗文化論』雄山閣・一九九三)。
- (39) 拙論「稲作と太陽」(『稲作民俗文化論』雄山閣・一九九三)。